

# 目次

端し書き	一頁
何故に名簿式は我國には不適當であるか	三
比例代表	五
少數代表と比例代表	一一
比例代表の種類	一六
歐羅巴大陸に於ては何故に名簿式が多いか	三
佛朗西	二九
獨逸	三五
英吉利	四〇
比例代表と故犬養首相	四七
比例代表の妥當なる認識	五三
括結	五七
追ひ書き	六〇

## 選舉法の改正と比例代表

端し書き

昭和七年八月四日法制審議會の總會が開かれ、「選舉の自由公正を圖らんが爲め衆議院議員選舉法中選舉の方法、選舉運動の取締、罰則等に付き改正の要ありと認む其の要綱如何」といふ諮問案が附議せられた。其の席上に於て今回選舉法改正の重要點である。比例代表の採否に就て、可なり長時間意見を述べたのであるが、それにも拘はらず尙ほ時間の不足の爲めに論旨の一半を省略すべく餘儀なくせられた、仍て當日の演述を補足することを思ひたつたのであるが、審議會の議事規則に「會議は之を秘密とす」とあるに鑑み、その折りの演述に提はれず、全く別個に此の稿を起草したのである。

机上の議論、それは理想に過ぎないといふ意味であるかと思はれる。近時極端に理想を無視し餘りに理想と懸け離れても世間が更に怪しまない一向に無頓着である、そこに政界選舉界の汚濁腐敗の病源が伏在するのである。最近政黨關係方面の言論として、

「今日議院政治の權能が天下の疑ひを招き既成政黨が國民嘲笑の的となつて居るのは、我が國特殊の

國體に鑑み眞に一君萬民の憲政を運用するに於て缺けたる所あるが爲めである、政界の革新淨化、選挙法の根本的改正等皆眞に國民政治の精神を徹底せしめ全國民の總動員總協力に訴ふるの覺悟を以てこれに當らねばならぬ」

寔に立派な議論である。然し實際に於てそれがなかなか行はれない。机上の議論の範疇を脱出することができないところに眞の時患があるのである。

昭和三年三月第五十六議會の將さに終らんとする頃であつた、或る政黨政治家は衆議院に於て、

『今や舉世滔々眼先主義、間に合せ主義、便宜主義に墮落し、高遠の理想なく、深透の計策なきは我が國刻下の通弊なり』

と言はれたのである。寔に至言である。

回顧すれば早や既に十數年以前のことである。我が國代議政治の前途に對して眞に憂慮に堪へないことが浮かんたのである。それは我が國に於ても早晚比例代表といふものが問題となるであらう。比例代表の種類の中には名簿式といふものがある。それは選出議員の素質を悪くするものである、而かもじりじりと悪くするものである。唯名簿式は一番簡單で早解かりがするといふことからして、名簿式採用論が世に流行するといふが如きことが起らないとも限らない。萬一そんなことができたならばそれは大變である。我が國憲政の前途の爲めに眞に寒心に堪へない。どうかそいういふ流行が未だ萌さ

ざる事前に於て、名簿式採用論などの起らないやうにしたい。その爲めに最善の努力をすることが、自分老後の御奉公であると自覺し、堅き信念の下に最近十餘年間微力を盡し來つたのであるが、病軀類齡動もすれば活動の徹底を缺き、今や日暮れて路遠ふき感に打たれてゐるのである。

### 何故に名簿式は我國には不適當であるか

比例代表には澤山の種類があるやうに言ひ囃されてゐるが、抜本塞源的に大別すれば、政黨に投票するのと人に投票するのとの二種に過ぎないのである。名簿式なるものは政黨の作つた候補者名簿に投票するのであつて、即ち政黨を選ぶので個人を選ぶのではない。名簿式中にも選挙人の自由選擇を認めるもの、又自由選擇の程度範圍にも差等があり、従つて名簿式にもいろいろの種類があるかのやう言はるることもあるが、斯くの如きは論議の歸趨を曖昧にし混亂せしむるが故に、政黨の作つた候補者名簿に無條件に投票する純名簿式、即ち世俗に所謂嚴正強制名簿式を單に名簿式と稱することとし世俗に變則的な名簿式の中に數へられてゐるものは、凡て名簿式に人に投票することを加味したるものとして考察することとする。

政黨の作つた候補者名簿に強制的に投票せしむる名簿式、それは諮問案の冒頭に「選挙の自由公正を圖らんが爲め」とある、その精神と全然背馳するものである。政界革新、黨弊打破、選挙界の腐敗

墮落といふやうな極端の非難さへも世人の視聽を麻痺せしめんとし、或は國民をして立憲政治の前途に疑懼の念を懐かしめ、酷しきは議會政治そのものを否認せんとする傾向さへも必ずしもないことはないと言はるる現情に於て、政黨が勝手に作つた候補者名簿に是非とも投票せよと強ふる名簿式、情實纏綿朋黨比周の弊特に酷しきものありとの非難ある政黨の地方的組織、主としてさういふ地方的組織の裁量によつて而かもそこには直接間接に不正不當の選挙費用が嵩む可能性の附隨する経路によつて作られた候補者名簿に必ず投票すべしとする名簿式、人材人格者の政界進出を阻止し、選出議員の素質を悪くし而かもじりじりと悪くし、選挙の自由を束縛し選挙の公正を害ふ名簿式、さういふ不都合な名簿式を採用するといふが如き考が我が國に於て今尙は全く無くならないのは眞に不可解の現象である。

代議政治發祥の母國である英國、國民總動員的に人材人格者を下院へ送ることを理想とし特色とする英國、政黨が比較的にも最も健全なる發達を遂げてゐる英國、その英國に於てさへ、一種特殊の事情の爲めに歐洲大陸諸國に於て採用せられてゐる名簿式は、學理的に考究することは別とし、實際問題としては全然度外に置かれてゐるのである。英國に於ても比例代表の熱心なる主張者もあれば又それが現實の政治問題となつたこともある。然し英國でいふ比例代表は全然名簿式を除外したる比例代表であり、必ずや人に投票する比例代表である。名簿式の如きは全然眼中にないのである。此の邊の事情

は吾人に貴重なる教訓を與へ、甚深なる考慮を促がすものなれど、多くの人の中には即諒の輕愷的に此の點を雲烟過眼視し、此の點に關する認識を誤れるものあるは、我が國憲政の前途の爲めに眞に憂慮に堪へざることである。勿論さういふ人は少數ではあるが、その少數はいはば煙草の吹殻の火のやうなものである、早解かりのすることに唯譯けもなく隨喜し、現時現在に醒醒して將來前途のことなどを考慮するの邊なき大衆は燃え草である。吹殻の火が燃へ草について、それが燎原の火の如き勢を以て言論界に廣まり、彌が上に選出議員の素質を低下し、我が國憲政の前途を暗黒ならしめる必然性を有する名簿式が突風の如き一世を風靡するが如きことがないと、誰が保證し得るであらう。一念ここに到る毎に眞に身も世もあらぬ思ひがする。それ故に恰も英國に於けるが如く實際問題としては名簿式といふやうな考を根絶することが比例代表採否の先決問題でなくてはならないのである。

## 比例代表

比例代表は讀んで字の如く黨派別得票数と黨派別選出議員數とが比例するといふことである。換言すれば選挙人の全體に着眼して、代表分布の公正を期するものである。

盡信書不如無書、盡信數不如無數、更に大袈裟に誇張して『數ほど嘘をいふものなし』とさへ言はれることがある。それは、數字を根據とした議論は如何にも尤もらしく聞ゆるが、根據の數字が怪し

けなものであるか、然らざるも到底精確に知ることのできない性質のものであつたならば、そういう議論はまやかし欺瞞的のものである。そういう意味を寓したものである。選挙の當落が唯一票の差で決せられ、更に接近すれば同數年長といふやうなこともある。筒様の場合に於ける票數は秋毫も苟もしてはならない、それとはことかはり、總選挙に於ける黨派別得票數の如きは、總選挙當日の天候の配置その他枚擧に違あらざる種々雑多の原因によつて勢ひ増減を免れざるものである。そういう數に對する認識はその本質と照合してなされるべきである。

此の場合兎角眼の前に現はれた數字に拘泥し易き人間性の弱點に對して、吾人は嚴に自己を戒飭することを忘れてはならない。比例代表といつても黨派別得票總數と黨派別選出議員數との間に、大體に於て概括的に案分が成立して居ればよいのである。結局りそこに大なる不權衡が無いことを以て満足しなければならぬ、否、満足するといふよりも、それが寧ろ正當であるのである。

因みに附記する。死票及び投票の委讓といふことに就て、當該數字に對して正當にして徹底なる認識を缺き、その爲めに生じたる似而非なる解釋が歐米諸國の比例代表に關する書物の中に載つてゐるそれが我が國に輸入せられ、新聞雜誌等に間々掲載せられ、それが又大衆の早合點式の迎合を受けて我が國に於て可なり擴まつてゐるのである。故犬養首相の如きも死票に就ては或る種の錯覺を有してゐられたかのやうに思はれる。然しその邊の説明は、叙述の脈絡を中斷するの恐れあるが故に、こ

では省略し、他日の機會に譲ることとした。

英國に於ける比例代表の熱心なる主張者がよく引合にだす例は千八百八十六年の總選挙の結果である、その折りはまだ二大政黨對立の時代であつたが、得票の上からいへば少數黨であるべき筈の自由黨が多數黨になつたのであつて、この折りの選挙の結果には疑問の餘地なき不權衡が現はれてゐたのである。然し英國に於ては人口若干人に付議員一人といふ割合が英本國、威爾斯、蘇格蘭、愛蘭の地方的區別によつて非常に違つてゐる。又此の折りの總選挙には無投票選挙區が例外に非常に澤山あつた、先づそういふやうな種々特殊の事情を綜合して觀察すれば、不權衡は認めるが黒白で書かれた數字が示すやうな不權衡は實質的にはなかつたのであると、比例代表反對論者は唱へてゐる。

ポールドグキン氏を首相とする保守黨内閣が四、五年續いた後を抜け、千九百二十九年の五月に行はれた英國總選挙の結果は、

議席數

得票數

保守黨

二六〇

八、六六四、二四三

勞働黨

二八七

八、三六二、五九四

自由黨

五九

五、三〇〇、九四七

であつた。一方に保守黨は得票數に於ては第一黨であり、且又勞働黨が絶對多數を有するのでもない

から、保守党内閣は辭職する必要がないといふ説もあれば、他の一方に保守黨の得票數が労働黨の得票數を少し許り凌駕してゐるのは北愛蘭に於ける特種の事情に基づくものであつて一向齒牙にかくるに足らざるものであると唱へられた。ポールドヅキン首相は英國の政治的傳統の麗しさを憶ばせて、潔よく辭職して政權を労働黨に譲り、斯くて第二次マクドナルド内閣が成立した。偕て自由黨の得票數五百三十萬票に對して議席數が僅かに五十九であることは、如何に考へても代表分布上の不權衡である。そこでいづ國も同じ秋の夕暮れならぬ、政治家の體面糊塗上の迂餘曲折は暫く措き、實質的には、でき得べくば比例代表を含む選舉法の改正を交換條件として自由黨が労働黨政府を支持することとなつたのである。

昨年（千九百三十一年）十月英國の非常時協力内閣の下に行はれた總選舉の結果は政府側の得票數千四百五十四萬票、議席數五百五十四、反對側の得票數六百八十七萬票、議席數五十六、政府側に比して反對側は得票數に於ては殆んど半分に近きものを得たるに議席數は十分の一に過ぎざることは、如何に觀察しても代表分布上に於ける大不權衡であり、大不公平である。千九百十八年の總選舉に於ては得票數の殆んど伯仲せるに對して選出議員數は略ぼ三と一との割合であつて、從來は甚しき不權衡の例として知られてゐたのであるが、昨年の總選舉の不權衡は千九百十八年のそれを遙かに凌駕してゐるのである。斯くの如きは英國流の小選舉區制の缺點を如實に而かも雄辨に物語るものである。

一轉して、我が國の場合を考察するに、明治三十五年の總選舉以來大正六年の總選舉まで採用されてゐた大選舉區制時代に於ては、代表分布上の權衡は可なりよくとれてゐた。それには相應の理由があつたのである。そのことは後に説明する。それから後に小選舉區時代になつてからも、たいした不權衡はなかつたのであるが、それは寧ろ偶然勿怪の幸であつたといつてもよいのである。大正十三年五月清浦内閣の下に行はれた、小選舉區制時代の最終であると同時に、制限選舉の最終の總選舉であつたのである。此のときには憲政會、政友本黨、政友會、革新俱樂部、實業同志會、無所屬の分類があつたのであるが、憲政會が少し許り割りがよく、丁度それだけ無所屬が割りが悪く、その他は凡て鈞合ひがとれてゐた。實際憲政會の選出議員數を十六人許り減し、それだけ無所屬を増したならば、此の總選舉の結果は代表分布の見地から視て殆んど理想的であつたといつてもよいのである。

昭和三年二月に行はれた普選第一回に於ては政友會民政黨を除きたる爾餘のものを打つて一團と看做せば、その團體こそ少し割りが悪かつたのであるが、政友民政の二大政黨の關する限りは、代表の分布の公正の見地からして殆んど理想に近い結果が現はれたといつてもよいのである。政友會は四百二十五萬票をもつて二百十八の議席を得、民政黨は四百二十七萬票を以て二百十六の議席を得たのであるから、大體得票數も議席數も兩黨相似寄つてゐたと、觀察をそこに留めるのが本當である。あの當時民政黨は得票數に於て二萬票多いにも拘はらず議席數は二つ少いといつて驕ぎ立てたのは、勿論政

争の餘波には過ぎないが、『世信數不如無數』その妙味が未だ廣く世間に理解されてゐない、その缺陷を惡用した蝸牛角上の争ひに過ぎず、今日から見れば政争熱の譎言として一笑に附さるべきものである。

昭和五年二月に行はれた普選第二回の結果は

	議席數	得票數
民 政 黨	二七三	五、五二二、二七六
政 友 會	一七四	三、九二三、七九九

である、得票數に案分すれば民政黨は十一、二名を減じ、それだけ政友會が増すこととなる。そこには多少の不權衡は認めらるるが、到底我慢ができないといふ程度のものではない。

昭和七年二月に行はれた普選第三回の結果は、

	議席數	得票數
政 友 會	三〇四	五、七二二、六一〇
民 政 黨	一四六	三、三七八、九二九

である、此の場合には特に計算を待つまでもなく、その不權衡は一目して首肯せられる、これは比例代表の採用を要求するに適切なる、我が國近時に於ける唯一の場合であるやうに思はれる。

中立は元來一人一黨主義のものなれど、假りに集めて一團と看做せば、政民以外の無産派、中立團等は非常に割りが惡く、そこには大なる不權衡が認められる。そうしてそれは普選第一回、第二回、第三回に共通の現象である。設しそれ議會政治否認の暴論をでき得る限り寛和せんが爲め、又世の中には種々の思想が起伏する、それを實際問題化せんが爲めには、必ずや議會を通じて企圖すべきであるといふ氣風を馴致せんが爲め、一言以て之を覆へば、議會をして安全瓣の作用をなさしめんが爲めには、少數代表及び少數代表を眼目とする比例代表は經世家の思ひを潜め心を夙ましむべきものである。さりながら選舉費用が要らないやうにするが爲めといふやうな、筋道の違つた動機からして、さういふ錯謬的の雰囲気中に於て比例代表が主張せらるることに對しては、先づ以てその誤解を根絶することが先決問題であらねばならない。比例代表を採用したからとて、假りに選出議員の素質を惡化する名簿式を採用したからとて、選舉界の環境操守その他周囲の事情が改善せられざる限りは、不正選舉費用が要かる経路には變化が起るであらうが、不正選舉費用そのものが要かることには變りはない。さうでないといふのは輕佻浮薄の皮相觀である、加之のみならず斯くの如きは不正選舉費用支出の足跡を一層韜晦曖昧ならしめ、違犯の發覺を一層難澁ならしむるものである。

## 少數代表と比例代表

少数代表と比例代表とは考へ方の機構に於て異つてゐる。少数代表は少数が公正に代表せらるるを主たる目的とし、その他も亦公正に代表せらるることは好ましいことではあるが、その點には觸れないのが少数代表の建前である。比例代表の方は總ての黨派が不權衡なしに、代表せらるることを目的とするものであるから、考へ方の上に於てはそこに微妙の相違がないことはないが、實際問題としては少数代表と比例代表とは極めて密接なる關係の上に立つものであるが故に、通例一處に論究せらるるのである。

歐米に於ける比例代表に關する著述は、多くは未だ充分の推蔽を経ざる未熟の材料を、百科全書的層籠的に藻汐草とか浮世風呂とかいつたやうな調子に、羅列したやうな氣味があるやうに思はれる。

例外は英國比例代表協會主事ハンフレー氏の著書、佛國共和黨の比例代表調査委員幹事ラシャペル氏の著書などであるが、それとても比例代表に關する典型的著述と評するには尙ほ望獨の餘地がある。さういふ中で嶄然一頭地を抜いてゐるのは個人の著述ではないが、千九百十年に公にせられた英國の諸選舉方式調査王立委員會報告

(Report of the Royal Commission appointed to Enquire into Electoral Systems)

である、これはアスキス内閣の下にカヴェンヂッシュ卿を委員長として設けられた調査委員會に於て廣く選舉の諸方式を調査し、深く英國の場合に於けるその適否を考究した報告書である。此の報告書

は既に長く絶版になつてをりて今日では容易に得難い。余は先年までは水野練太郎博士愛蔵のものを借用してゐたのであるが、四五年前に幸にして一本を得た。調査委員會に於て在外國の英國諸外交機關を活用し、又は諸外國政府、選舉法調査機關、その方面の學者個人に照會して蒐集した材料が豊富であつたことは想像に難くない。その浩瀚なる材料をよく玩味咀嚼してあれほどまでに簡にして要を得たるものに巧に煎じ結めた、その手際には眞に敬服に値するものがある。

此の處にて一言を挿入したいことがある。一方には代議士は國政を議するものであつて選舉區の利害などは眼中に置くべきものでないといふバルク流の考へ方もあれば、他の一方に於ては選舉民は選出代議士を通じて國政に參與するといふ自覺がなければならぬ。従つて選出代議士と選舉區との間にはできるだけ密接の關係のあることが望ましいのである。此の間の調和の爲めには選舉區の大きさに適當の制限がなくはならない。全國一選舉區といふが如きは似而非なる考である。後に記する現行獨逸選舉法には全國一選舉區の面影がある。その點に於て早くも缺點が暴露し、主としてその缺點の爲めに選舉法の改正が叫んでゐるのである。英國では選舉區は如何に大きくしても一區十五人を最大限度とするといふ説もあるが、英國や我が國の如き大きな國に於てはそれでも尙ほ大きすぎるといふのが余の見解である。大選舉區といつても、我が國に於て明治三十五年より大正六年まで行はれてゐた大選舉區、その程度の大きさを超へてはならない。普選法の制定に際しては小選舉區と大選舉區



との中間を行かうといふことで、現行の一區三人乃至五人の所謂の中選舉區ができたのである。その當時これは我が國獨特のものやうに思はれたのであるが、英國に於ても千九百十八年の選舉法改正に際して、似たやうな區制が考案せられたことがある。それは單記委讓式比例代表に關聯して提案せられたものであつて、比例代表と一處に握り潰されたのである。

これから再び千九百十年の英國選舉法調査委員會のことに立戻る。委員會は我が國に對しては、在東京英國大使館を介して我が衆議院事務局宛調査材料の提供を照會し來つたのである。そうして我が國からはその當時の衆議院書記官長林田龜太郎氏の立案に係る回答書が發送せられたのである。その當時我が國では大選舉區制が行はれてゐたのである。序ながら記るすのである、その後衆議院議員となられた林田氏は當選標準數及び投票の委讓といふことに就て諸外國の選舉に關する著述者の中にも往々有り勝ちの誤解をして居られてはゐないかといふことが掛念せられた。衆議院内に於ける選舉法通として自他共に許されてゐた同氏にしてさういふことがあつては酷だ面白くないと思ひ、余は熱心に執拗に同氏と意見を交換したことがあつた。結局同氏も諒解せられたやうでもあつたが眞に要領を得られたや否や。その後間もなく逝去せられたのは惜しみても尙ほ餘りあることである。

前記の英國の調査報告書の第四頁に英國に於ても千八百六十七年から千八百八十五年まで一區二人以上の若干選舉區に於て限定投票(Limited Vote)が行はれたことあるを叙したる後に、次の如く記してある。

『日本に於ては限定投票の一種が行はれてゐる。選舉區は各々數人の議員を出す、その平均は約を八人である。されば一區八人の選舉區に於ては選舉人總數の八分の一を支配し得る黨派は一人の議員を出し得ることは確かである。』

それから又『少數及び比例代表』と題した章の中に於て、第二〇頁に『限定投票の日本式變化』といふ辭が用ゐられてゐる。選舉に關する外國の書物などに、罕に、日本に於ては限定投票型の幼稚未熟の少數代表法が行はれてゐると書いてあるのは此の報告から出たものである。

嘗て我が國で行はれた大選舉區制及び現行中選舉區制に於て、一區一人を選出する方式は、不完全ではあるが、一種の少數代表である。實際の經驗上、制限選舉と普選との相違は暫く措き、大選舉區時代にはたいした不權衡なく、中選舉區になつてからも第一回と第二回は先づ無難、昭和七年の第三回に於て不權衡が始めて現はれたのであるが、不權衡といつても達觀すればさほどのことでもない。それはそれとして、こゝいふ不權衡を矯正せんが爲めに再び大選舉區制へ立戻つてみようといふのであれば、兎に角に筋道は立つ。大選舉區論者の故犬養前首相が安全齋の意義に於ける少數代表の爲めに選舉費の問題とは没交渉に大選舉區制へ戻るのがよいと主張せられたのであるならば、それは異議のないことである。

これは獨り我が國には限らないことなれど、意識的なると無意識的なるとを問はず、議會政治に就ては恒に英國の例を參考とする我が國に於いて、名簿式に關する限りは、英國は兎角保守的の國柄であるが故に名簿式といふやうな新らしいものを考慮しないのであるといつた調子で無造作に論じ去らんとする人のあることは、假令それが少人数であるにしても寔に不可解の現象である。斯くの如き論調は眞に思はざるの酷しきものである。英國は強固なる意識の下に名簿式を排斥し、名簿式といふやうなものは英國に於ては擧つて、てんで問題としないのである。余はそつといふ理解が一日も速かに我が國に於ても恰も英國に於けるが如く徹底し、行き渡らんことを切望して已まないものである。

前記の千九百十年の報告書の中には、その第十九頁に名簿式の英國に適せざる理由が簡單に記述されてゐる。勿論英國には誰一人名簿式の採用を主張するやうな人はないのであるから長が長がと排斥の理由を説明する必要がないからである。要するに名簿式は國民の間に於ける黨派的分割を強調し、それを膠着せしめ釘付けにし、英國政治の彈性的思想とは到底兩立することのできないものであるといふのがその主眼である。元來英國こそは政黨が最も健全に發達し議會政治が最も圓滑に行はれてゐる、少くも外目にはさう見ゆるのであるが。本來善き政治をするのが目的であつて、政黨はその手段に過ぎない。然るに近時政黨そのものが目的とならんとするやうな傾向に對しては大いに戒心を要すと、英國の識者は心配もし、又國民を警醒してゐる。國民總動員的に人材人格者を下院へ送ることが議會政治が善く行はれるや否やの死活問題であることを、英國國民は自覺してゐる。他の一面に、識者先覺者が痛心してゐるやうに、流石の英國に於てさへも、政黨特に政黨の地方的組織の中には多少の無理もあれば、情實の纏ふものもある。主として政黨地方支部の詮衡裁量によつて作爲せらるべき候補者名簿に是非とも投票すべしと強ゆるが如きは、英國國民性の最も尊重する、選舉人の自由意志を束縛するものであり、政黨地方支部の掣肘を受くるを潔しとせざる新人物の政界進出を沮止するものである。英國に於ては名簿式といふやうなものは、丸で、てんで、問題にされない。その深き理由は焉に存するのである。

英國の法文中にはどこを搜がしても、政黨なる文字はない。又政黨の存在を認めたる意味を含むものと解すべき文字も見當らない。ラムゼイ・ムーア氏の『英國政治觀』の第一四四頁に巧妙に言ひ廻はされてあるやうに英國の選舉法は候補者と其の事務員とのみを對象として、候補者の背後に政黨が存在してゐることを知らぬ振りをしてゐる。政黨なる文字が法文中にあらうと無からうと、そんなことには全く無頓着なる邊りに英國人の政治的常識が発見せらるるのである。これは全く餘事ではあるが、近時世に公にせられた我が國政黨非難の出版物中その二、三を飛び讀みするに際して聊か感ずるところがあつたが故に敢て附記したのである。

## 比例代表の種類

比例代表の種類は三百餘もあるといふのは一種の紋切型である。そんなことは前世紀の終り、今から數十年遡りたる以前に、言はれてゐたのであるから、悉く數を信せんと欲すればもつと殖へてゐなくてはならない。此の場合三百といふことは澤山といふことで、澤山といふことに就ては、百も澤山なれば、千も澤山であるといふやうなことは言はないで、その解釋は全然人々の考へに委かして置くのが、寧ろこゝろいふ場合に於ける數の觀念に忠實なる所以である。既に前に述べたが如く、達觀すれば政黨に投票するのと、候補者個人に投票するのと二つしかないのである。そして政黨に投票するのが名簿式である。元來名簿式なるものは多くの場合に於て萬已むを得ざる特別の事情の下に、脊に腹は代へられぬといふやうなことで、採用せられてゐるのであるから、その結果がよくないことは自明の理である。どこの國にも政黨の弊害がある。名簿式はその弊害を固定し、更に輪をかけてその弊害を増大するものである。名簿式は結局清廉高潔の士を政界より驅逐し、誑詐百出權謀術數の徒の跳梁跋扈を促進するものである。それ故に既に已むを得ず名簿式を採用してゐる國に於ても、何んとかしてその弊害を寛和することはできないものであるかと焦慶するのは當然である。そこでいつも思ひつかれるのが名簿式に人に投票する建前を加味するといふことである。然しこれは元來無理なことである。それ故に實際試みてみると、どうしても旨くゆかない。そこでああでもないこうでもないといつたやうに、いろいろの形ち、いろいろの程度に、人に投票する建前を加味する。そういふ經過によつて種類がそれからそれへと殖へていつたのである。比例代表に關する外國の書物には、又その影響を受けた我が國の出版物には、名簿式にもこれこれの種類があるといふやうなことが載つてゐる。そのいろいろの種類が羅列されてあるのを見ては、如何にも混亂複雑して容易に要領を得難い。それが抑も比例代表といふものは無暗みに六つかしいものであるといふ誤解を興ふる原因である。名簿式といへば純名簿式のことを意味し、その他は凡て名簿式に人に投票することを加味したものである。そういふやうに考へるのが觀念の混淆を防ぎ、論議の歸趨を明確にする所以である。

個人に投票するもので一番廣く世に知られてゐるのは單記委讓式である。單記委讓式は、人に投票するものであつて、此の點に於ては選舉の自由公正の原則に照らして遙かに名簿式に優つてゐる。然し尙ほ幾多の缺陷を包藏してゐる。盡信數不如無數といふことに鑑みて、普通世に知られてゐる單記委讓式には改善の餘地がある。又單記委讓式を外にして、人に投票する比例代表制の簡單直截なるものも考へ得らる。然しそれ等のことは他日の機會に譲り、ここでは省略する。

名簿式には外國語で *Quota* と稱するものが必要である。音相通するが故に余は嘗て之を「衡多」と命名した。世間の趣味に適はなかつたと見えて、まだ餘り用ゐられてゐない。通例は當選標準數と

いはれてゐるかと思ふ。衡多にも數種あるが、その中で一番廣く用ゐられてゐるのは、ドループ衡多である。我が國では以前は林田式衡多と名づけてゐたものである。それは一選挙區の投票總數を定員數に一を加へたもので割つた商（更に此の商に一を加へることもある）である。倍て或る衡多によりて定員數が得られない場合には、衡多を下げるより外に仕方がない。然し下げ過ぎてはならない、そこで地道に行けば、例へば一〇〇の衡多では議員の定員數を得られないとすれば、衡多を九九、九八、九七、……といふやうな一票づつ下げて、その都度定員數が得らるるや否やを試みる。そういふ風に衡多を下げて行くうちにはいつか一度は定員數が得らるる譯である。そこで中止するのである。然し斯くの如くメノコ的に算出することは解りはよいが、非常に手數がかかる。その手數を省く方法、方法といふよりも工夫といつた方が寧ろ適切であるかと思はれる。そういふ工夫に、ドンド式とか、ハーゲンパツハ・ビショツプ式とか、アムペリアリ式とかいふやうなものがある。倍てそういふ工夫にいろいろの種類があることそれ自身が、その何れも完全のものでないことを示してゐる。例へばドント式の如きは多數黨に割りすぎると一般に言はれてゐる。尙ほ又そういう工夫細工の内には巧妙なる手段によつて選挙界を腐敗せしめ得る罅隙が潜在してゐる。

近時政黨以外の團體に投票するといふやうなことが言はれてゐるやうであるが、團體が候補者をたて、選挙人は依然人に投票するのであるならば、そこに何等異議を挟むべき餘地はない。然し選挙人は團體に投票し、何人を議員にだすかは團體が勝手にきめるものであつたならば、それは選挙の自由公正を毀損し、幾多の禍根を含藏するものである。現在一世の非難の標的となつてゐる政黨も、最初は清淨無垢の憂國團體であつたことに想到すれば必ずや思ひ半ばに過ぐるものあらん。

### 歐羅巴大陸に於ては何故に名簿式が多いか

我が國に於ける比例代表制採否の問題を考究するには、先づ以て一國の單一民族性に着眼しなければならぬ。我が日本國は一家族の膨脹したやうなものであつて、單一民族性に於ては世界に比類なきものである。單一民族性に於て我が國に次くものは英國、佛國、伊多利、獨逸である。其の他は小國である。獨逸は聯邦性の國であるが、上に猶太人問題、近時聯邦中の巴威國の分離氣運といふやうなこともあるが、大觀して單一民族性の國の部類の中に入れてをいてもよいかと思ふ。北米合衆國は一昨年の國勢調査によつて英語を話さないものが百人中に一人あることが明かになつたにしても、尙ほ且大體に於て融和郷化に最も成功した國である。又國名の示すが如く聯邦性の國ではあるが、その聯邦性は歲月の経過と共に次第に薄らぎつつあるのである。

比例代表制採否の問題に就て適切に我が國の参考となる外國は、主として人口の點から見た國の大きさが略ぼ似寄つてゐるものでなくてはならないことは絮説を要するまでもない。そうすると英米佛

獨伊であるが、國情を異にする米國と伊多利を除外すれば、結局英佛獨に煎じつめらるのである。歐洲大戰の末期及び其の直後に於ては、此の戰爭は民主主義、對、軍閥獨裁主義の争ひであると叫ばれ、世界をして民主主義の爲めに安全地たらしむといふやうな喊聲が盛んに唱へられたのである。

ウキルソン大統領が白聖館の主人公として得意の絶頂にありしとき、夜は深く人静まり深思黙考、その際寤寐氏の意識を往來した民族自決主義、それが學究的空想の範圍を脱せざる限りは、或はその誤れる適用が世の不安騷擾を擴大し、或は如何にしても此の主義を適用することができない、強めて適用せんとすれば收拾すべからざる事態を生ずる、さういふ場合があることは蓋し想像に浮ばなかつたであらう。ウキルソン大統領が一度び大西洋を渡つて歐洲大陸に於ける現實に接するや、民族自決主義を實際に適用するの如何に困難なるかを悟らざるを得なかつたのである。一國內に幾多異種類の民族が雜居してゐる場合、それも一民族が一地域に割據してゐるやうな場合には自治制とか聯邦制とかいふやうな一條の活路が考へ得られる。長い間、コロンブスの亞米利加發見以來とさへ言はれる、西班牙國の難問題、カタロニア地方の自治制が最近漸く實現したるが如き、近頃喧しい南阿に於ける分離問題の如きはそれである。然し幾多異種類の民族が同一地域内に雜居してゐる場合には、如何ともし難い。さういふ場合には民族自決主義は兜を脱がざるを得ない。その板挟みの間から生れてたのが歐洲諸國の橋みである所謂の少數民族の難問題である。惟ふにこの難問題の完全なる解決は未來永劫望

みながらん。唯それを少しでも寛和せんが爲めに已むを得ず採用せられてゐるのが、名簿式比例代表である。歐洲大陸に於て名簿式が多く採用せられてゐるのは單にさういふ不幸の國が澤山あることを示すに過ぎない。これは同じ鑄型で作つた鑄物が同形であり、それが澤山あるといふやうなことに過ぎない。名簿式といふが如き不都合なるものは全然問題とすべからず、又問題としないでも一向に差支ないといふことに就ては、吾人は我が國の世界に比類なき單一民族性に對して深く感謝せなければならぬのである。

大戰の末期からその直後にかけて雨後の筍の如くできた、數多き新興國、講和條約によりて課せられた峻嚴なる成立條件は、民主主義の爲めに安全なると同時に、一特定國の境界内に於ける人種的言語的宗教的少數民族の厚き保護といふことであつた。此の場合比例代表の崇拜禮讃者が口辭に言ふ議會は國民の意思の縮圖でなければならぬ、國民意思を反映する鏡でなければならぬ、さういふ常套語に捉はれなければならぬ。多くの場合に於て、さういふ議會の議決に少數民族が満足すべくもないが、代表分布の公正の上に缺けるところだになければ、少數民族は不満足ながらその議決に服従しなければならぬ、是非とも我慢しなければならぬ、さういふ建前になるのである。選舉の方法は單及直入簡單直截、街上を歩む何人にも代表分布の公正を意識せしむるものでなければならぬ。然らざれば少數民族の不平不満は鬱勃として内亂を萌さしめ、地域的に分割の可能なる場合には國の一

部分の分離の氣運を生ずるのである。故に國の存立といふ今日焦眉の急務の前には、名簿式は選出議員の素質をじりじり悪くするものであるといふが如き明日のことは之を顧みるの邊がないのである。名簿式を採用しなくてはならなかつた新興諸國の窮境に對して、吾人は眞に氣の毒に思ふのである。果然數年ならずして早くも既に名簿式の弊害が現はれた。前田多門氏がジュネーヴに在職して居られたときに、そういふ國々の人々から忠告を受けられた。比例代表、此の場合比例代表とは名簿式比例代表のことである、比例代表といふものは弊害多きものであるから、あんなものを貴國で採用することは見合はせられた方が宜しからんと、そういふ忠告であつた。第一回普選の結果を批判せんが爲めに、昭和三年四月五日に催された、有志の會合に於て前田氏は此の忠告を紹介し、自分(前田氏)は比例代表のことはよく知らないが、何故にそんなに弊害があるのであるかと附言せられ。暗に席末に列してゐた余の答辨を促されたことがあつた。月日のたつは早いものである。四、五年後の今日此の處の記述が前田氏の暗示的質問に對する余の答辨である。又けふ此の頃の新聞に出てゐたのである。外遊から歸つて来たばかりの民政黨代議士清水徳太郎氏が山本内相に對して、歐洲の選舉界を種々視察したが、比例代表制は感心出来ないと、滔々比例代表制反對論を説れたといふことである。

チエコスロヴァキア國に於ては純名簿式、強制投票制を採用してゐる。投票せざるものは罰金又は一箇月以内の禁錮に處せらるることになつてゐる。同國の大統領マサリツク博士は歐洲大戰が生んだ

三大偉人、その第一人者であると同時に、舊帝政時代の奥國內にありては具さに少數民族の悲哀辛酸を自ら體驗せられた人である。此の人の深謀遠慮、その慧眼の下に採用せられた強制投票には深い意義があるのである。それは一言以て之を覆へば、獨逸系の少數民族の自暴自棄的の棄權、世俗に所謂るやぶれかぶれ捨て鉢的の棄權を防止せんとするが爲めである。又同國は元來チエコ人種、スロウエン人種を要素とするものである。多年一日その兩人種間に軋轢を生じ、一方が全部棄權するが如きことなからしめんが爲めに、平素無事の日からして投票は必ずすべきものであるといふ習慣を植付けんとする意味合ひもあるべく、同國の強制投票には深い意義があるのである。凡て強制投票の行はれてゐる場合は、同様の國情によるものであつて、決して投票は權利であるとか義務であるとか云ふ机上論からでたものではない。それをしも察し得ずして、單一民族の我が國に於て強制投票を主張するが如き、吾人は之を評するに適當の辭なきに苦む。我が國に於て昭和三年の普選第一回に於て棄權の最も少なかつたのは佐渡ヶ島である、又全國を通じて此の折りの棄權率は少なかつた。外國人がそれを見て我が國人の政治思想が非常に發達してゐると稱讚したときには、それが買収の結果である裏面の消息を熟知せる吾人は眞に穴にでも入りたいやうな心地がした。此れは皮相の觀察が事實の真相を誤る好個の對象である。政治思想が發達して棄權が減ずることは非常に好ましいことではあるが、投票は自由でなくてはならない。佛國現行選舉法の如きは選舉人名簿の人數の半數弱の棄權者が有り

得ることを豫想してゐる。強制投票に限らず凡て事物の參考材料が外國から輸入されるときに眼先きの皮相だけが傳來して、その背後の遠大にして深重なる考慮慘澹たる苦心が傳はらざることに対して吾人は單に遺憾に思ふのみならず、何んとなく情けないやうな心もちがする。

前世紀の末期に早く既に名簿式比例代表を採用した歐洲大陸諸國の中には、瑞西、白耳義、芬蘭等がある。千八百八十九年にチチノ地方に於て代表分布の不公平の爲めに内亂が殆んど勃發せんとしたことに刺激せられ、その後間もなく名簿式比例代表を採用した瑞西國。同國が聯邦であることは言ふまでもない。政治的に偉らい大人物の出づることは寧ろ望まない。それよりも國民全體の知識が平等に發達することが望ましい。實際國民の知識が押し均らして向上發達してゐる。瑞西國はそういう國柄である。國柄といふよりも寧ろそれが同國の存立條件であるといつてもよいからである。されば廣い世界に於て名簿式でも先づ差支ないといふやうな國があつたとしたならば、それは瑞西國である。

白耳義は聯邦ではないが、實質的には聯邦性を有してゐる。ブラッセル市を境界として大體北方に位するフラマン地方は農業國で、住民は多くはカトリック教なるに反し、南方は主として工業國にして社會主義を支持するものが多い。民族も大別すれば、フラマンとワロンの二民族であるが尙ほその外にも少數民族がゐる。言語は公用語は佛語とフラマン語であるが、獨逸語も用ゐられ、又佛獨フラマン語の何れをも話さない者もゐる、されば白耳義國はどうしても比例代表を用ゐなくてはならない不幸な國柄である。同國は千八百九十九年に比例代表を採用したのである。最初は純名簿式であつたが、早く既に政黨の獨裁専制の弊害に堪へなかつた。そこで名簿式に人に投票することを加味するといふことになつたのである。然しそれは元來無理なことであるが故に、旨くゆくべき筈がない。そこでああでもないこうでもないといふ風にそれからそれへと改正してゆくうちに選挙が非常に複雑なものとなつたのである。

大正十五年二月五日附在白國特命全權大使安達峰一郎氏より時の外務大臣幣原男爵宛に送られた白國下院議員選挙法の報告がある。安達氏は選挙法といふことには趣味もあれば又造詣の深い人である。此の報告は月並いものでなくて極めて貴重なものであるが、何故か遂に出版物には現はれなかつた。其の中に、

『一般民衆が代議政治に冷淡ならんとする傾向に關し、右は比例代表の計算方法が複雑微妙に過ぐるが爲めに非ずやとの憂慮は各政黨の領袖間に共通のものに之あり』

と書いてある。又昭和四年に我が外務省歐米局で發行した『白耳義國政治經濟狀況概観』と題した小冊子の中に、

『白國選挙法が一方に於て比例代表制の一形式として頗る有名なものなると同時に、他方に於て極め

「難解のものなるを以て、白國內務省選舉係官其他と質問應答を重ねたる結果之を記述せり」と記してある。それほど我が歐米局が骨折つて記述したものであるが、それでも中々解り悪くい。凡て名簿式に人に投票することを加味するといふが如き無理をすることは、結局白耳義に於ける選舉法の變遷と運命を同よするものである。此の意味に於て白耳義の實例は吾人に好き教訓を與ふるものである。政黨の地方的組織に不當の權力を與へ選舉の自由を束縛する名簿式、そういふ大缺點に對する唯一の長所ともいふべき簡單といふことは、人に投票することを加味するといふことによつて、全く破毀せらるるのである。

芬蘭の面積は我が國內地の面積に略ぼ匹敵するのであるが、その人口は僅かに三百五十萬人許り、即ち大東京の人口の半分強に過ぎない。同國が比例代表制を採用したのは千九百六年である。同國の現行選舉法、それは名簿式に人に投票することを加味した分量に於ては、蓋し世界に比類なからん。それだけに非常に込み入つてゐる。されば總選舉が行はれてから其の結果が知れるまでには通例二週間乃至三週間を要する。それも芬蘭の如き小國なればこそ、それで済むのであるが、若し大國であつたならば、もつと多くの時日を要し、その曠日彌久の間には選舉に關する紛糾などが起つて遂に收拾す可からざる事態を生ずることもあるべきは想像に難からないのである。

斯くの如く歐洲大陸の澤山の國々に於て名簿式が採用せられてゐることは、單一民族性に於て世界に冠たる我が國の爲めには、微塵も參考にならないのである。

## 佛 朗 西

佛國に於ては最近五十餘年間比例代表が盛んに論議せられた。余の知人であり、先年原敬内閣時代に支那行の途次、我が國に立寄られたパウルヴェ氏の如きも、元は純然たる數學者であつた。その人が比例代表の研究からして遂に政界に入り、今日では押しも押されぬ首相級の政治家となられたのである。又後ちに論ずる獨逸式比例代表法、即ち割一當選標準數を用ひ、議員の總數を定めて置かない方式の如き、我が國では獨逸で工夫せられたものであるかのやうに誤解せられてゐるが、そうではない。これは佛朗西が生んだ近代の偉大なる數學者哲學者アンリ・ポアンカレ、その他アツベル、ピカール、カルノー等の佛國數學者によつて盛んに主張せられたものである。

比例代表を含む選舉法の改正も度び度び企圖せられ、それが或るときは内閣の信任問題となつたとさへある。又故ブリアン氏が首相であつたときであると記憶する。間一髪といふところで改正法案が不成立に終つたことなどもあつた。そうしてそれが始めて成立したのは千九百十九年七月十二日の選舉法である。政黨の組織を固定せしめ選出議員の素質を劣惡化する名簿式は、はじめから問題にされなかつたのであつて、成立した比例代表選舉法は矢張り名簿式に人に投票することを加味した、



複雑なるのである。そこで時人は評して、調和することのできない思想の妥協であるといひ、その當時の巴里の新聞は「ませることのできないものませもの (un mélange incohérent)」と酷評して、初めから評判が悪かつたのである。果然此の選挙法は短命の終りを告げた。比例代表制の下では唯僅かに二回総選挙が行はれた。それは千九百十九年と千九百二十四年である。前々ときには國民聯合側が過大に代表せられ、後のときは左派聯合側の割り方が非常にすぎたのである。斯くて代表分布の公正の期待は全く裏切られ、唯選挙そのものが不必要に無暗みに六つかしくなつたのである。

そこで千九百二十七年七月十二日即ち今から五年前に現行選挙法が成立した。それは比例代表の痕跡をとどめざる小選挙區二重投票制 (Ballotage 或は Second Ballot) である。これは奇遇的に戦前の獨逸の選挙法と同じである。唯僅かの相違は佛國の場合に於ては第一回の選挙に於て絶對多數を得たるものを當選者とするが、その絶對多數は選挙人名簿の人數の四分の一以上でなくてはならないことになつてゐる。戦前の獨逸の場合にはそんな制限はない。

斯くの如く、マンロー氏著『歐洲の政治組織』の昭和六年版の第四五頁に輕妙に書いてあるやうに、佛朗西國民は比例代表では、五十年間散々苦勞もし、實驗もしてみても、結局元の李阿彌に落ちついたのである。これは頂門の一針として吾人によき教訓を與ふるものである。一昨年黒木三次伯が我が貴族院の代表者として巴里で開催せられた萬國商事會議に列席せられたときのことである、同會議に參列の佛國のノガロ (Bernard Nogaro) 氏、此の人は佛國の現下院議員で嘗て國務大臣たりし經歷をも有する人である、此の人が黒木伯に話された「比例代表では佛朗西はこりごりしました、あんなものは貴國では御採用にならない方が宜しうございます」と、そう忠告されたといふことは黒木伯の直話である。誤解を豫防するが爲めに一言附加する。斯くいへばとて余は比例代表を排斥するものではない。余は依然として比例代表賛成論者である。唯名簿式といふやうなものは、てんで問題にしない、そいふ雰圍氣をつくるのが比例代表採否の先決問題であらねばならぬ。名簿式に人に投票することを加味するといふが如き無理なことは全然斷念すべきである。我が國にて採用する比例代表は人に投票する方式のものでなくてはならない。而かもそれは現に世界の何れの國に行はれてゐるものよりもヨリ簡單のものでなくてはならない。それが余の主張である。

佛朗西では現行選挙法の下に總選挙が二回、第一回は千九百二十八年四月、第二回は本年(千九百三十二年)四月より五月にかけて行はれた。本年の總選挙では左黨が右黨に勝つて、内閣が更迭して現エリオー内閣が成立したのである。佛朗西には政黨が澤山あつて非常に錯雜してゐるやうに外目には見えるが、必ずしもそうではない。一昨年公にされたアンドレー・ジイグフリード氏の名著『佛朗西に於ける諸政黨の光景』それから獨逸人であるが、フランクフルタル新聞の通信員として戦後長く佛國に滞在し佛國の事情に精通せるフリードリッヒ・シイブルグ博士が獨逸語で著はし、すぐさま

佛譯された「神よ彼は佛人であるか」此の二書は佛朗西の政治組織に於ける諸政黨の現狀を手際よく描寫してゐる。

本年五月の總選舉の結果、下院議員總數六一二の中、その半數は多少の恒久性を有する六大政黨に屬するものなれど、その餘の半數弱は政黨とは無關係獨立に選ばれたのである。當選してから各自同趣味の既成團體に入るそれが無ければ同趣味のものが集つて新たな團體を作る。そういふ譯であるから總選舉後に新聞紙が黨派別當選者を報道するに非常な困難を感ずるのである。又その報道が區々になつてゐるのである。現在は十四個の團體があるやうに年鑑類には載つてゐる。そんなに黨派別にしてゐては困るであらうと思はれるかも知れないが、決してそうではない。結局は左派と右派とに大別されるのである。又選舉の實際から觀察しても現行選舉法の下に於ては代議士の大部分は第二回目の選舉によつて選出されるのであつて、その折りの二人の候補者の一方は左派、他の一方は右派であるのが普通であるが故に、結局大體民意を代表する上に於て遺憾はないのである。

佛國人がよく言ふことに、英吉人はよく自由自由と叫ぶが、渠れ等は選舉を行ふまでが身上であつて、それまでは自由であるが、選舉が一旦すむと、渠れ等は固定政黨の獨裁的羈絆に屈服し其の後は政黨組織の桎梏の下が呻吟するのである。それよりも佛朗西のやうに政黨の離合集散に餘裕があつて如何にしても避くることのできない世の變遷に敏感に應じ得る或る程度の可能性の有る方が遙かに合理的であると。佛國人はさう言つてゐる。勿論そこには國民性の相違もあれば、又政治組織の觀念上に於けるルソー説とシエズ説との罅隙も因いてゐるのであるが、吾國の如く遙かに遠方から見ても、解り悪いものはわるく見えるのが人情の恆ではあるが。外國の事物を參考とするには深く此の邊に留意しなくてはならない。我が國に於ける政黨及び政黨的團體、その變遷を衆議院事務局に委嘱して調べて貰つたものが手元にある。我が國に於ても可なり多くの團體に分かれてゐた時代もあつた。

近時我が國に於て二大政黨（最近國民同盟ができて）の觀あるは全く政權慾に胚胎する一時的の現象であるかも知れない。誤解を防ぐが爲めに一つの假設としていふのである。月の世界に一國があつてその國では二大政黨が對立してゐたと假定する。そこに何等かの變化が起つたとすれば、原因の何たるを問はず、それは政黨分立である。よく外國の書物などには比例代表は小黨分立を促すものであるといふやうなことが書いてある。そうしてそれが鸚鵡返へしに我が國に傳つてゐる。余は此のことに就ては少くも疑を持つてゐる。然るに法制審議會の席上藤澤委員の試みた反對論また小黨分立の理由に基くのでは無いかと思はれるといふやうなことが新聞に出てゐた、勿論斷定的ではないが、斯くの如きは揣摩臆測の最も無稽なるものである。そんな考は余には毛頭ないのである。

ブラキス卿晩年の不朽の名著「モダン・デモクラシー」の中に詳しく書いてあるやうに。佛國政

府の事務官組織は政黨政治の暴戻を物語る文官の身分保障といふやうな國家の面目上恥かしいやうな氣がするものを要せず。長い間の理想的習慣と、政黨者流と雖もそういふ良習慣を尊重する國民性によつて、磐石の根據の上に立つてゐるのである。それであるから内閣が更迭しても、或るときは眼まぐるしいやうに頻繁に更迭しても、政務の運用には少しも差支がないのである。

佛國にては選舉費用の制限は無い。然し大觀して選舉は正直に公平に行はれてゐるといふのが一般の定評である。選舉に金が要り過ぎて困るといふやうな話は、余は聞いたことも無ければ、出版物で見たこともない。

佛國には家族投票、即ち一家族を單位として、それに一票を與へ、家族を有せざる個人には投票權を與へない、そういふ主張もある。然しこれは單にそんな説もあるといふに過ぎない。佛國に於ける選舉年齢は現在は二十一歳であるが、その後の三年間は兵役年齢であつて、兵役に服して居る間は選舉權は停止せらるることになつてゐるから、いつそ選舉年齢を、從來の傾向とは逆に、二十四歳に高めるがよいといふ議論には相當の權威がある、従つて實現の可能性がある。佛國はまだ婦人に參政權を與へてゐない。去る七月婦人に參政權を與ふる法案が佛國上院の議に上り、上院はいつもながら否決したのである。その折りに婦人參政權に熱心な婦人連が、恰も往時の英國に於けるが如く、亂暴をするやうなこともないかといふので、上院の周圍は嚴重に警衛せられたのであるが、實際は極めて無

事平穩であつた。又上院内に於ける論議は眞摯にして、賛成論者はラマルテン、ヅキクトル・ヒツゴ、ミル、スベンサー、エマソン等を引用し、反對論者はホレス、ミシエレ、ガイ・ド・モーバツサン等を引用するといつた調子の極めて上品でもあり、又學究的のものであつた。

## 獨逸

獨逸は聯邦國であつて、その視點からは此の場合我が國の參考とはならないのであるが、國の大きさは略ぼ我が國と似寄つて居る、又講和條約によつて邊境の地域を割讓せしめられたことは氣の毒ではあるが、その爲めに獨逸の單一民族性は著るしく増加した。其の他種々の觀察點からして、同國現行選舉法實施の經過及びそれに關する將來の豫想は、我が國に於ける比例代表制採否の得失を論ずる上に於て大いに參考になるかと思はれる。

千九百十九年八月十一日發布の獨逸國憲法、即ち所謂のツイマル憲法は其の第二章第二十二條に於て、單に議員の選舉は比例代表の原理に據るべきことを規定し、選舉の實際の方法は別個の選舉法によることになつてゐる。選舉法は千九百二十年四月二十七日に公布せられ、其の後千九百二十四年三月六日に改正選舉法が公布せられたのである。然し改正といつてもそれは經過規定を省くといつた程度の微細のものであつて、比例代表の方式には少しも變はりはないのである。

現行獨逸選舉法の比例代表の方式は所謂割一衝多(Uniform quota)を用ゐるものであつて、最初から衝多を一定して置くのである。従つて投票数の動くに連れて議員の總数が變はる。例へば去る(昭和七年)七月三十一日の總選舉では總數六〇二人が選出せられたのであつて、解散當時の五七七人に比して可なり増加してゐる。これは一面には此の總選舉に於て競争が如何に激烈であつたかを示すものである。來る十一月六日に行はるる總選舉では何人選出せらるるであらうか。此の稿世に出づる頃にはそれが判明するであらうが、余の豫測は前回と略ぼ同人數か、然らざれば僅か許り減るかも知れないといふのである。此の豫想果して當るや否や? 比例代表の此の方式は我が國では、獨逸で工夫せられたもののやうに思はれてゐるが、これは前に述べたやうに、以前からして佛朗西の數學者間に唱へられてゐたものである。然しここでは便宜獨逸式名簿式と稱することとする。尙ほ此の邊の事柄に就ては拙著「總選舉讀本」を参照せられたい。

獨逸式名簿式は重複選舉區制である。獨逸では區選舉區、選舉區聯合、中央選舉區の三段構への構成になつてゐる。投票は各選舉區に於て、一人一票、政黨が作つた區名簿に投票するのであつて、政黨に投票主義の最も徹底したものである。そこで割一衝多が六萬票と定められてゐるから、六萬票一人の割合で各政黨に議席が配分される。六萬票に満たない端數投票は選舉區聯合又は中央選舉區へ移される。その何れへ移されるかは届出に依る意志の表示による。選舉區聯合とは相ひ隣接する幾つか

の選舉區の聯合のことであつて、聯合へ移し來れる端數投票を黨派別に合算し、矢張り六萬票一人の割合で各政黨に聯合自身の名簿によつて議席が割當られ、その又端數投票は中央選舉區へ移されるのである。中央選舉區では區選舉區より直接移し來れる端數投票と選舉區聯合より移し來れるものとを集計して、中央選舉區自身の名簿により同様の割當をする。結局全國一選舉區に酷似せるものであつて「盡信數」流義の考の下に、黨派別得票總數が黨派別議席數に比例する點に於ては申分のないものである。

獨逸式名簿式は我が國にても相當の注意を惹き、それは面白い一種の新案であるといふやうな雰圍氣が漂つたことがある。それに倣つて坂内務事務官が作られた「比例選舉法私案」と題したものが、大正十四年頃の新聞に、堀切善次郎氏の名前で出てゐたことがあつた。又或る人が同工異曲の選舉法案をものして余の批評を請はれたことなどもあつた。

獨逸式名簿式に於ては同一の人名が區選舉區の名簿、選舉區聯合の名簿、中央選舉區の名簿、そのどれにでもあつても差支ないのであるから、或る黨派に於て是非とも當選させなくてはならない重要人物は三通りの名簿の何れにも載せて置けばよいのである。戦後の獨逸名外相といはれた、故ストレーマン氏の如きは中央選舉區に於て當選したのである。地方的情實緣故に累せられず、大人物を議院へ送る上に於て中央選舉區當選は名案であると、最初は考へられてゐたのであるが、中央選舉區當選者

と選舉人との關係が殆んど無いといふ苦情がすぐさま持上がつた。且又既に功成り名遂げたストレーマン氏は中央選舉區で當選するであらうが、未來のストレーマンは區選舉區より出でなくてはならない。程度の差こそあれ情實纏綿朋黨比周は政黨地方支部の通弊である。そういふ地方支部の氣息を窺ふことは、將來國士たるの素質を有する者の潔とせざるところである。斯くて有爲の人材人格者の政界進出の途が杜絶せられんとする傾向が、幾何もなくして、看取せられたのである。されば獨逸式名簿式は我が國に於て珍らしがられてゐる間に、本家本元の獨逸に於ては非常に不評判のものとなつたのである。

千九百二十四年の選舉法改正に當り、比例代表そのものを廢するには憲法を改正しなくてはならないが故に、取り敢へず人に投票する單記委讓式を採用すべしといふことが盛んに唱へられた。政黨の役員の外は何人も好まない獨逸式名簿式が廢せらるべきことを、獨逸の輿論は期待してゐた。然るに獨逸政府は次ぎの總選舉を同年末の直後に控へて、選舉法の根本的改正をなす時日の餘裕がないことを理由として輿論の期待を裏切つた。此の獨逸政府の怠慢なる處置は非常に不人氣であつたのである。

(ヘドラム・モルレー女史著、歐洲の新民主主義的憲法「第一二八頁參照」)

その後の獨逸の國情には選舉法の根本的改正をなす餘裕がなかつたのである。然し現行名簿式は是非とも廢さなくてはならないといふ意識は獨逸識者の間に恒に潜在してゐる。去る七月の總選舉の結

果として獨逸の政情は全く行詰つてしまつたのである。來る十一月六日の總選舉が此の行詰りを打解し得るや否やはわからないが、何れにしても選舉法の根本的改正は焦眉の一大急務である。そうして改正せらるるならば比例代表そのものが廢せらるるか、然らざれば人に投票するものに改めらるることが豫想せらるる。此の豫想は伯林電報として去る八月中の我が國の新聞にも屢々載つてゐた。勿論神ならぬ人間に未來のことが確知せらるべくもないが、此の豫想は最も多量の實現性を有するものである。

名簿式が前述の如き大缺點を有する不都合のものであることははじめからよく解かつてゐた。それをしも忍んで採用した一大目的は、脊に腹は代られぬ聯邦性の確保の爲めであつたのである。然るに聯邦の一員である巴威國に於ては、まだ實現性には乏しいが、分離の氣運が擡頭してゐる。勿論此の傾向は種々錯雜せる國情から出たものであつて、選舉法が此の傾向にどれだけの影響を與へてゐるかは判然すべくもないが、兎に角に此の點から視ても獨逸の名簿式は失敗してゐる。

餘事ながら序に附記する。現在の獨逸共和國は一院制度を採用してゐる。從來は聯邦評議會が幾分他國に於ける上院の如き機能を發揮するやうに思はれてゐたのであるが、なかなかそうはゆかない。現下の如く平穩ならず無事ならざる國情の下に於て、第二院の存在の必要が痛切に感せられ、近き將來にそれが設立せらるべき氣運は頗る濃厚である。

英國にて比例代表といへば、勿論人に投票する單記委讓式のことである。比例代表制採用の氣運が英國に於て最高潮に達したのは、千九百十八年の選舉法改正の折りであつた。近時の名下院議長として聲望があつたローサー (J. W. Lowther) 氏、此の人は後ち千九百二十一年に議長を辭したときに貴族に列せられアルスウオター卿 (Lord Ulmster) となつたのである。此の人を委員長とした選舉法改正調査委員會が千九百十七年にできたのである。そうして大體に於て此の調査委員會の報告を採用してできたのが千九百十八年二月六日公布の英國現行選舉法 (Representation of the People Act 1918) である。此の選舉法に現はれた改正は、例へば始めて婦人に參政權を與へたといふが如き、劃時代のものであつたが、法案の兩院通過に際して行はれた討論は概して穩健であつた。唯可なり熱烈な議論が比例代表の問題に集注されて、結局比例代表制が條件付きで認められたのである。

改正選舉法第三章第二十條の第一項は、大學選舉區に於ては單記委讓式を用ゐることを規定し、その第二項には種々細かいことが書いてあるが、その要旨は適當なる案配により一區三人以上の選舉區を若干作つて、そこでは單記委讓式を用ゐ、斯くして選出せらるべき議員合計數は約百人を目標とし適當なる案配をなすが爲めに急速に委員を設くべきことを規定したものである。此の第二項によりて

設けられ、矢張りローサー議長を委員長とせる調査委員會は約そ二箇月を費やして報告を完了し、此の報告は公文書 C.L. 5014 として世に公にせられた。此の報告中にある選舉區は、既に前に述べた如く、我が國現行の所謂の中選舉區に酷似したものである。偕て此の報告に基づく第二十條第二項の補足に對して上院は賛成であつたが、下院が不同意を表したが爲めに結局不成立に了はつた。斯くて第二項は自然消滅して第二十條は第一項のみが残ることとなつた。即ち比例代表は大學選舉區だけにその痕跡をとくむることとなつたのである。上院が賛成して下院が讒つたといふことは一寸異様に思はれるが、その頃は保守黨の旗色が餘り香ばしくなかつた、そうして保守黨の牙城巢窟である上院ではここで比例代表を採用して置いたならば、いつかは保守黨の爲めになるかも知れないといふやうな心理作用が働いたのであると聞けば、そうかと頷づかれる。それにつけても「政治家といふ者は次の總選舉までのことしか考へないものである」といふ、どこの國にも通用する格言が想ひ出される。

世の中の移り變はり早いもので、今度は自由黨の凋落に際會した。千九百二十四年と千九百二十九年との相ひ續く二度の總選舉に於て、代表分布上非常なる不公平を味はされ、散々の憂目に會つた自由黨は前に述べた如く、代表分布の公正を目的とする選舉法の改正を急速に行ふことを條件として、比較多數を背景として組織せられた第二次マクドナルド内閣を支持することとなつたのである。そこで又々元の下院議長、今のアルスウオター卿を委員長とする。選舉法改正調査委員會ができた。此の

委員會は直前の總選舉に於ける黨派別得票總數により、得票數百萬票に付委員一人の割即ち勞働黨八人、保守黨八人、自由黨五人といふこととし、各政黨は定數を超過せる委員候補者名簿を委員長に提出し、公平無私の定評ある委員長をして委員を選択せしめたのである。委員會構成上に於ける此の鄭重なる手續は、我が國に於ても或る場合には模範として適當ならんかと思はれる。

一昨年(千九百三十年)七月十七日附の調査委員會報告はその後公文書 *Cand. 3638* として公にされた。此の報告書は我が國に於ても、重要視され、それが一昨年七月二十六日の倫敦タイムズ紙に掲載せられてゐたものを、我が内務省で日本譯して複寫版刷りにせられたものがある。此の委員會は遂に意見の一致を見るに至らなかつたのではあるが、それにしてもその経過は大いに吾人の參考に値する。幸に雜誌『第十九世紀及其後』の昨年一月號に、委員の一人であつたサミュエル氏、つい此頃内相を辭されたサミュエル氏が書かれた『選舉法の改正』と題した論文が載つてゐる。流石に頭腦明晰の人として知られてゐるサミュエル氏の筆になれるだけあつて、眞に簡にし要を得た記述である。

調査委員會に於て論議の主題となつたものは、比例代表と選擇投票 (Alternative vote)、それから勞働黨年來の主張である重複投票の廢止、即ち主として大學選舉區の廢止とであつた。勞働黨の大學選舉區廢止の主張は重複投票否認の純理論の上に立脚するものであるが、その實は大學選舉區からは通例保守黨が選出せらるることを嫌つたものであつて、爰にも政黨心理が窺はれる。

保守黨委員は選舉法改正の必要を認めず、然し改正するならば比例代表を可とすと主張し選擇投票には強く反對した。勞働黨委員の選舉法改正の必要に對する態度には曖昧のところがあつたが、若し改正するとしたならば選擇投票がよからんといふくらゐの微温的のものであつた。比例代表には極力反對し、且大學選舉區の廢止と法定選舉費用の減額とを勞働黨委員は強く主張した。それから自由黨委員は極力比例代表を主張し、それができなければ選擇投票で我慢すると言つてゐる。調査報告書は以上の異なる意見を列記せるもので何等の結論にも到達してゐない。さればここでは便宜報告と名づけたのであるが、原文は總理大臣宛委員長からの書翰となつてゐる。

勞働黨内閣は保守黨の反對意向を押し切つて、選擇投票と大學選舉區の廢止とを含む選舉法改正案を昭和六年十一月六日議會の休會明けを前にして發表した。それから後約半年間、案が上下兩院に於て議せらるるに際し英國の言論界は賛否の論で可なり賑はつた。その議論の中には我が國未來の選舉法改正の爲めに大いに參考となるものもあるが、ここでは名残り惜しくも省略する。上院が此の案を無傷に通過せしめないことははじめから判かつてゐた。上院は特に大學選舉區の廢止に強く反對した。そこで上院が削除した條項を下院が復活するといふやうなことで、段々延び延びになつて、遂に去る七月十六日下院に於ける討議を最後として、案は實質的に審議未了に終つたのである。

英國に於ける比例代表採擇の氣運は、千九百十八年に、その最高潮に達し、その折りにはもう一息

といふところで頓挫したことは前に略叙した如くである。それから僅かに十餘年後の千九百三十年の調査委員会、それが實際に施行するといふ意味に於て比例代表が眞剣に論議せらるる最後のものであらうとさへ言はれてゐる。勿論英國に於ける比例代表の熱心なる主張者がその堅き信念を放棄すべくもないが、そういう人達と雖も近き將來に比例代表採擇の氣運が再び向いてくるといふやうなことは何んとしても期待することはできないのである。

南愛蘭自由國は何時か、風俗習慣を異にする北愛蘭の併合、全愛蘭の統一を夢みてゐるのであるから、代表分布の公平を期するが爲めに、どうしても比例代表を採用しなくてはならなかつた。自由國は英本國とはあれほど仲が悪いが、名簿式を全然排斥することに於ては一致してゐる。即ち單記委讓式が採擇せられたのである。單記委讓式實施の例としては、よくタスマニア島の場合が引用せらるるのであるが、人口二十萬人に過ぎないタスマニアの例は餘り參考にならない。人口約三百萬人の南愛蘭自由國の場合こそ、今日までのところ一番大規模に單記委讓式が行はれた實例であつて、吾人の有益なる參考に値するものである。

南愛蘭自由國上院議員選舉法。その最初のものは比例代表心醉論者が毎度理想として主張する全國一選舉區に於て、年齢三十歳以上の選舉人が單記委讓式によつて六十人の議員を選出するものであつた。斯くして國家に功勞あり或は特殊の材能を有する上院議員に相應しい大人物を羅致する趣向であ

つたが、此の期待は無残にも裏切られた。第一に選舉人の氣乗りが薄く實際選舉を行つた者は總數の二割五分に過ぎず、大人物も一向出てこなかつた。それが餘りに不結果であつたが爲めに此の選舉方式は唯一回だけ試みられ、直ちに廢止せられた。直接選舉によらざる全く別の方式に改められたのである。斯くて比例代表心醉論者がよく空想に畫く全國一選舉區の考は人間心理を無視した突飛なものであることを如實に例示した。

南愛蘭自由國下院議員選出の單記委讓式選舉法、定員總數百五十三人、選舉區總數二十八、此の内定員各々三人の大學選舉區二個を除き、其の他は定員三人區六、定員四人區四、定員五人區九、定員六人區無し、定員七人區五、定員八人區四、定員九人區一である。これは大體我が國現行中選舉區制と過去の大選舉區制との中間に居るものであつて、そこに面白味がある。定員三人區の場合は既に英本國の大學選舉區の實例が示すが如くに簡單であるが、定員が八人となり九人となつては開票の計算に可なり手數がかかることかと思はれる。代表分布の公平が果して豫期の如く實現せられたか、開票の計算に非常に手數がかかるかといふやうなことはないか。その邊の事は英國比例代表協會の出版物に多分載つてゐるであらうと思ふ。我が國に於ける單記委讓式賛成論者中の第一人者故江木翼氏は絶へず此の出版物をとつてをられたのである。本年六月上旬頃であつたと記憶する、胃潰瘍病の實驗談を聞きたいといふ先方の希望により、同氏を訪ねたことがあつた。其の折りに此の事を聞いてみたいとい



寸胸に浮んだのであるが、同氏の傷々しい憔悴容に接しては、さういふ勇氣がでなかつた。然し昭和三年頃に同氏から余に送られた英文記事の複寫がある。それは英國比例代表協會幹事ハンフレー氏が書いたものである。何處かの出版物に載つてゐたものの寫しであるか、それともハンフレー氏から江木氏宛の私信なるか、その點は判然しないが、多分前者であらうと思ふ。此の記事によれば千九百二十七年六月の總選舉までは南愛蘭自由國單記委讓式選舉は豫期の如く總ての點に於て圓滑に首尾よく行はれてゐたのである。然るに近着の外國新聞に南愛蘭自由國に於て現行比例代表選舉法が不人望になつたといふ記事があつた。それを見て余は不審に思つた、案するに凡て政治家及びその共鳴者は何か不如意のことが起ると、何んでもかんでも選舉法に罪を課するのが古今東西に通ずる人間性である。今度のこともそんなことではなからうかと推察せられる。然し北愛蘭との合併絶望の意識の下に昔戀しの情に惹かされ、自由國が元の小選舉區制へ立戻るのが如きは無いとは限らないことである。

南愛蘭自由國の選舉法に關する書類は今日では容易に得難い。昭和三年にその當時我が在英國大使館の參事官であつた故佐分利貞男氏の非常なる盡力を煩はして蒐集したものが余の手元にある。特に選舉罰則に關し、最も進歩した立法と稱せらるる *The Prevention of Ecclesiastical Abuses Act* が余の手元にある。そのことを記して置くことは同學者に對する余の義務であると信ずる。

### 比例代表と故犬養首相

犬養氏によつて率ゐられた革新俱樂部、それが我が國諸政黨の間に伍して、一種意義ある存在であつたといふことは決して一家言ではない。少數黨の悲哀は暫く措き、選舉に金が要るが爲めに長がの年月惱みぬかれた犬養氏が晩年革新俱樂部の大部分を相伴として政友會内に埋没すべく餘儀なくせられた。其の折りの心事には一掬の涙を禁ずることの出来ないものがある。犬養氏と一處に政界を引退せられた古島一雄氏が政界訣別の辭の中に於て『天を欺き地を欺き人を欺き自らを欺き罪萬死に當る』と言はれたことは今尚ほ昨日の如く余の記憶に残つてゐる。此の時に犬養氏は衆議院議員を辭されたのであるが、岡山縣の選舉民はどうしても承知しないで氏を再選したのである。此の場合犬養氏としては、更に固辭することは人としての情誼が許さない。故に衆議院に議席を有するがまま、心境的に政界を引退してをられたのである。

昭和四年九月二十九日田中政友會總裁急逝の後を承け、あの場合今日からして冷靜に歴史的に考へて、犬養氏より外には後繼總裁の適任者が無かつたのである。その當時、犬養氏は信州富士見の別荘で怪我をせられ、その豫後の爲めに湯河原温泉に滞在して居られた。問題は同氏の諾否であつたが、犬養氏は何んの蟬りもなく後任總裁たることを承諾せられたのである。

犬養氏が政友會の總裁となられたのは昭和四年十月中旬頃であつたと記憶する。それから間もなく湯河原から左の書面を余に寄せられた。

拜啓山莊にて負傷以來南洲庵の例會にも關席の爲め久しく拜晤を得ず御承知の通り黨中の事情不得已隱遁の老人を引出され終に還俗致候に付ては年來の愚見をも黨の主張と致度其の中最も必要な選舉法の改正に着手致度と存居候右に付老臺の教を請ひ度近日御面會致度候小生目下負傷後の保養中に候得共二十五六日頃迄には歸京の筈に候間御含置被下度候近來政界の腐敗に種々原因あれど選舉に關する弊風は其の原因の一要目に付先づ之に着手致度と苦心中に候書餘拜晤を待つ不宣

犬 養 毅

藤澤博士 梧下

十月二十三日相州湯河原天のやにて

此の書信に接するや、余は取り敢へず前年末に世に公にした『總選舉讀本』一部を犬養氏の東京宅宛送つた。犬養氏は歸京せらるるや、すぐその晩に更に左の書面を余に寄せられた。

拜啓今日湯河原より歸來御惠寄の總選舉讀本落手致候讀了の上更に高説承り度政友會には原敬以來小選舉區論にて固め來りしものに付之を纏るには幾多の努力を要すべく小生は是非とも其の迷夢を摧破致度苦心中に候  
民政黨も同様のものに候得共只黨略上政友會の舉動次第にて之に反對の主張を爲さんとするに過ぎず

普選には元來が兩黨ともに絶對に反對し來りたるも大勢に壓せられて澁々に普選法を提出したるものにて眞の普選の精神には尙ほ反對のものに候因て小生は眞の普選に漕ぎ付ける決心に候間是に付ての高見を承りたき意味に候其の他にも理想的愚見あり出來る丈け遂行したき決心に候御諒察可被下度

實はヒを投げて隱遁し居たる身に候得共右の決意を以て還俗したる次第書餘拜晤に可委候不宣

犬 養 毅

藤澤賢臺

十月二十七日夜

以上の二書信は内容の性質上公にしても差支なからんと思つたのであるが、尙ほ念の爲め古島一雄

氏を介して犬養氏遺族の許諾を得てここに掲載した。

犬養氏が、氏自身の言葉を假りていへば、選俗せられた動機の中には、何んとかして選挙に金が要らないやうにしたい、若しそれができたならば、一生涯を我が國憲政發達の爲めに捧げられた氏の、返咲き晩年を意義あらしむるものである。そういふやうに犬養氏が考へられたことは疑ふべくもない。そこで氏の胸中に浮んだのが大選舉區比例代表である。少數代表の一方式である大選舉區制に、氏が賛成であることは當然すぎるほど當然である。又少數代表の旨趣によりて比例代表を主張せらるる譯なれば、是れ又異とするに足らない。前に掲げた二書信の後者の中に「眞の普舉に漕ぎ付ける」とある邊りにはそういふ思想が臍氣ながら潜伏してゐるかのやうにも讀まれる。然し今回の場合は主として比例代表によつて選挙に金が要らないやうにしたいと云ふ考、考といふよりも寧ろ希望といつた方が適切であるかも知れない、そういふ希望が犬養氏にあつたかのやう推察せられる。若しそうだとすれば、それは誤解である。本來比例代表なるものは代表分布の公平を期するものであつて、本質的に選挙費用の問題とは全然没交渉である。實際問題としても選挙界に於ける環境操守が現在と變らざる限り、又理想的代議政治の爲めには禁物であらねばならぬ親分乾兒の封建的遺風が當然すぎるほど當然なるが如くに思はれてゐる現状に於て、比例代表を採用したからとて、假令へ何事を措いても排斥しなくてはならない名簿式を用ゐたとしても、選挙費用は減ずるものでない。成るほど選挙に金がかか

るその經路筋道には變化が起るであらう。然し選挙に金がかかることには變りはない。特に選挙費中の惡質不正のものは、犯罪の發見檢舉が今日現在に於けるよりも更に一層困難なる方式に於て使用せらるべきが故に、選挙費用は増せばとて減る氣遣ひはない。選挙費用輕減策としての比例代表採用論は見ぬもの清し、未だ試みざるものはよいかも知れないといふ外には何等の根據もないものである。此の邊の事柄に就ては犬養氏自身に於ても多少半信半疑の氣味もあつたが故に、比例代表に關する余の説明を聞きたいと思つてゐられたのである。

先入爲主といふことも多少掛念したが故に、比例代表の本質に對する犬養氏の理解を正確にするとは容易でないといふ余は意識した。且又その爲めにはどうしても長時間の談合を要することを自覺した。それに總裁になられてからの犬養氏は多忙であられたが故に、容易にそういふ機會を捉ふることができなかった。其の後余は度び度び入院を必要とする程度の病氣に罹り、現に昭和六年十二月十三日犬養内閣が成立したときには、余は大學病院の稻田内科に入院してゐた。犬養氏が首相となられるや、時を移さず大選舉區比例代表を目標とする選挙法の改正を企圖せられた。何んといつても一國の首相が熱心に主張せらるるのであるから、選挙に金が要らないやうにするが爲めに比例代表制を採用する。そういふ誤解の雰圍氣が世に瀰漫するやうになつたのは不思議でない。犬養首相が選挙法の改正に熱心の餘り、遮二無二に猪突猛進し過ぎて、あとで抜き差ししないやうなことになつては困る

といふので、政友會の幹部が心配しだして、首相に進言し首相を牽制したといふやうなことが新聞に出てゐたことがあつた。それを余は病床で讀んで、その間の消息は、此の廣い世の中に一番よく余に解つてゐたかのやうに感じた。犬養氏は一再ならず間接に余の病氣の経過を尋ねられた。尙ほその他の情報により、余に會つて比例代表の話をしてみたいといふ切なる希望が犬養氏にあつたことはよく解つてゐた。最終に犬養氏に會つたのは昭和七年五月十日帝國學士院授賞式の式場に於てであつた。今から考へてみれば明治二十二、三年頃朝鮮の亡命客金玉均氏の假寓に於て始めて犬養氏に會つたそれから長い間の扞交、その永がの別れが此の日であつたのである。その折りに、ゆつくり會談の時の打合せをしやうかと思つたが、折角忙しい首相と約束して萬一病後の自分の健康状態の爲めに約束果すことができないといふやうなことがあつては申譯がないと氣付き差控へた。それから數日後に五月十五日の凶變があつたのである。そいふ譯で、選挙に金がかからないやうにするが爲めに、恰も比例代表がその萬能膏でもあるかのやうな浮萍的誤解が世に傳播するに至つたことに就ては、間接ではあるが、余はその責任の一半を負はなくてはならないやうな氣がして、心竊に忸怩たるのである。

### 比例代表の妥當なる認識

一時滔々として世を風靡するやうな觀を呈した、選挙の弊害を醫する萬能膏としての比例代表説も漸次その勢を殺がれ、稍々下火になつたやうな趣もないことはないが、我が國の言論界に於て、比例代表を除外して何んの選挙法の改正ぞといつた調子の議論はまだまだ跡を絶たないのである。然しその間に伍して比例代表の妥當なる認識も亦發見せらるるのである。まだ犬養首相在世の頃であつた。

一新聞紙の社説の中に

『元來比例選挙採用理由の重點を選挙費用輕減に置いて居る、犬養首相等の論調からして副作用と主作用とを混同する淺薄さを認めざるを得ない。今日の選挙人根性と政黨とを矯正せざる限り、單に人から黨へと選挙目標を變更する位で買収の弊害が矯正できるものとは思はれない。比例選挙は別の理由からして支持する價値がある。』

と書いてあつた。勿論これは單に一例に過ぎず。同旨趣の議論はばつばつ現はれたのである。そいふ議論に接する毎に余は雲間を齋るる明月を見るやうな心地がした。

去る七月十日に政友會の選挙法改正特別委員會が開かれた。其の折りに現はれた意見として翌日の新聞が報道してゐるところに據れば、

比例代表は國民の縮圖を議會に反映せしむることがその中心思想にして金のかからぬことは附隨的意義を有するに過ぎざること、尙ほ小黨分裂は比例代表採用必然の結果に非ずして、國情によ

り決するものなること、小黨分裂も普通選舉制度を認むる以上は自然的發展にして必ずしもこれを排斥すべきものに非ざること。

ここに附隨的云々とあるは、萬能膏説の浮雲が翳した陰影に過ぎずとし、比例代表と選舉費問題とは全く別個のものであるといふ意味に解釋すれば、これは全然余が言はん欲するところを言つたものである。

普選に對する事前の期待の中には選舉人の數が急に四倍にもなるのであるから到底買収し切れなくなる、小部分の買収は効力がないことになるが故に、買収の弊害は段々少くなるといふやうなことが豫想せられてゐたのである、然し此の期待は見事に裏切られた。元來選舉ブローカーなるものは、どの國でもその道にかけては一種の天稟を發揮するものであつて、選舉法が變はれば、又變はつたやうに彼れ等の天稟を現はすものである。比例代表にはいろいろの種類がある。その孰れにしても完全なものはない。その缺點を抽象的に會得することは非常に六づかしいが、ブローカー連は意識的にそれを捉へ、さういふ缺點を利用して不正を働くのであるから、我が國に於て假りに名簿式を用ゐたとしても、前に引用した新聞の社説にもあるやうに、買収の弊害が矯正せらるべくもない。最近政黨に投票することがよくないならば、政黨以外の、非難の無い團體に投票することにしては如何といふ話が持上がつてゐるやうであるが、周知の選舉界の現状に於てそんなことをすることは會々非難の無い團體までも腐敗せしむる結果に了らざるかが危まられる。惟ふに唯何んとなく團體に投票するやうにしたいといふ考は、選舉心理といふものは非常に複雑多方面のものである。その一方面のみを馬車馬的に見て他を顧みざるより起る迷想である。

買収に依て當選した議員は結局議席を買つたやうなものである。主として政黨の地方的組織によつて作られる名簿、消極資格の人が唯金があるからといふことで名簿中に採擇せられる、さういふ場合に忌はしき金銭沙汰の起るのは當然である。此の場合は前者に比して一層直接に一層露骨に議席が買収せらるるのである。且又さういふ非難のある人を含みたる名簿に投票を集むるが爲めには激烈な買収が行はれなければならない。

定員若干人の選舉區に於て名簿式により甲乙丙の三黨が選舉を争つたとする。此の區の地帯關係は元來甲黨全盛の區であつて、乙黨丙黨は各々運よくは一人の當選者を出し得るが、それは餘程の冒險である。然し乙黨丙黨が合同すれば二人は怪しいが、一人だけは必ず當選する見込がある。そこで平素主義主張を異にする乙黨丙黨は選舉の必要の前には主義主張を犠牲にして叩頭する。さうして合同名簿を作る。これは假設ではあるが歐洲大陸にはこれに似た例が幾つもあつたのである。來る十一月六日の總選舉を直前にして獨逸の政黨の數が著しく減つたのも同じやうなことではなからう乎。そこで迷惑するのは選舉人である。その迷惑を侵かして投票を行はしむるには買収が必要となる。更に

又運よく二人當選すればよいが、唯一人しか當選しない場合にはその一人を乙丙孰れの黨派から探るかといふことに就ても、そこに忌はしきことが行はれる可能性がある。以上は無数の中の唯一例に過ぎない。前に選舉に金がかかる経路筋道には變化が起るかも知れないといつたのは、かういふやうな事態を想像したものである。

比例代表は小黨分裂の傾向を促がすものであるといふことは、よく外國の書物などに載つて居る、それが引寫的に我が國に傳つてゐるのであるが、この點に就ては余は疑を持つてゐる。大體に於ては前に引用してある政友會の選舉法特別委員會の意見に共鳴する。成るほどさういふやうな場合も考へ得られるが、それと全く反對の場合も考へ得られる。現に千九百十年の英國選舉法調査委員會報告の第十九頁に書いてあるやうに、白耳義國で始めて名簿式を採用したときには、豫期に反して、幾多小黨が消滅したのである。要するにこれは場合場合によることであつて、十把一東に斷案を下すことが抑も間違つてゐるのである。既に前に述べたが如く、小黨分裂の傾向を理由として余が比例代表に反對したと言ひ囃されてゐるのは全く訛傳である。

## 括 結

明治二十三年我が國に於て議會が開かれた。それより遡つた準備時代に於て、早く既に我が國の言論界は英國を手本として國民を指導した。議會が開かれてから或る期間は藩閥政治家官僚政治家が戰前の獨逸及び李滯西を夢みてゐたに反して、政黨及び言論界は恒に目標を英國の例に置いてゐた。その爲めに屢々衝突が起つたことは周知の事實である。遡觀すれば最近五十餘年間を通じ終始一貫して代議政治に就ては意識的なるも無意識的なるを問はず、國民は恒に範を英國に採つてゐたのである。現行選舉法の中にも英國の選舉法に倣つたところもある。現内閣が比較的にすらすらと出來あがつたのも、英國の協力内閣の先例があつたからである。議會に於ける多數黨の首領若しくは議會に於て多數を制し得る人が政府を組織するのは必ずしも英國には限らないが、我が國に於て憲政の常道と唱へらるるものは英國の例に倣つたものである。

それであるにも拘はらず、議員の素質を悪くする名簿式、善き政治をなす目的の爲め的手段に過ぎざる政黨をして、目的其のものたらしめ、政黨を劣惡化する名簿式。それは深謀遠慮の結果英國ではんで顧みられない。此の大切な事實が我が國に於て全く雲烟過眼視されてゐるのは真に不可解である。歐洲大陸に於て特殊の事情の爲めに名簿式が多く用ゐられてゐるを見て、唯その個數の多きに眩み、輕卒の誤斷をなし、英國は舊慣墨守の國であるから新らしい名簿式を顧みないのであると云ふやうな、浮薄な言説が今尙ほ跡を絶たないのは如何にも不思議な現象である。

前に詳述したるが如く、歐洲大陸の多くの小國に於て名簿式が用ゐられてゐることは、我が國の爲

めには少しも参考にならないのである。我が國の爲めに参考となり得る國は英國を外にしては佛獨の外にない。佛國では比例代表そのものに態々し、獨逸では近き時機に比例代表を全廢するか、然らざれば現在の名簿式を單記委員式に改めんとしてゐる。余は來る十一月六日の獨逸總選舉にヒットレル黨の頓挫を豫想してゐる。若しそれが適中したならば、さういふ氣運は一層促進せらるるであらう。故に繰返へして言ふのである。我が國に於て比例代表の採否を議する、その先決問題は名簿式といふやうな考が恰も英國に於けるが如く、てんで考慮の中にはいらぬやうにすることであらねばならぬ。さうして比例代表採否に關する將來の議論の歸趨が名簿式の考の潛入によつて攪亂せらるること豫防して置かなければならぬ。

余は極力名簿式を排斥するものなれど、それと同時に比例代表制の採用を主張せんとするものである。惟ふに國民の間には種々の思想が起伏する。それが立國の根柢を傷つけざる限りは、その發達を妨ぐることはできない。さういふ思想に胚胎する運動が議會を通じて其の目的を達するやうにしなくてはならない。少くもさういふ道は必ずや恒に明けて置かなくてはならない。其の爲めには比例代表によつて代表分布の公平を期さなくてはならない。成るべく選舉に金がかからないやうにしないでほならないことは今更に言ふまでもないことである。往年八幡市に於て無産黨の進出を阻止するが爲めに微粒選舉區といふものが目論まれたことがあつた。斯くの如きは今日あるを知つて明日あるを知ら

ざる極めて淺薄な考である。然し新らしいものは容易にその缺點が看破せらるるが、既成の組織の中に類似の缺陷がありやなしや、若しあつたならば、之が矯正に努めなければならぬ。又新らしいものにしてその弊害が微粒選舉區の如くに一見明かでない名簿式の如きは、よくその缺點を看破して事前に之を排斥することを怠つてはならない。此の邊は經世家の深く思ひを潜め遠く慮ばからねばならないところである。

倍て比例代表を採用するとしたならば、如何なる方式のものが我が國に適するかを攻究するには、先づ第一に盡信數流義の考の下に計數上似而非なる完璧、故モレー卿の所謂算術家の遊戲の精密に拘泥する固執性を脱却することが必要である。それから普通教育を受けた人でさへあれば、街上を行く何人にも一見して明瞭であるやうな簡單な方式でなくてはならない。さういふものは現在外國には無い。單記委員式なれば、甲にあらざれば乙、二人限りの委員式、又選擇投票は二重投票の手續を省略して略ぼ同じ効果を收めんとする仕組であつて一區一人の場合に限るものなれど、その趣向を傷つけずして、之を一區數人の場合に應用する工夫。それから余自身の考案になれる補正式。それ等のことの研究は之を將來の機會に譲る。元來此の稿の目的は、選舉費用の問題に絡む焦眉の急として、名簿式絶對排斥にあつて、又其の他を顧みるの餘裕がないのである。

ワールター・ペーリホットの『英國憲法』は不朽の名著である。昭和三年に出版せられた新版の序文

を、故バルブア卿が書いてゐる。それは普通の序文ではない。ペーリホットが筆を擱いたときから近時に至るまでの英國政治史である。僅かに二十六頁の序文の中に、あれだけ實のある事を書かれた卿の見識筆力に對して余はいつもながら敬服した。其の中で今日の場合特に吾人の參考に値すると思はれる部分は和譯して拙著「總選舉讀本」の第三四七頁から次の頁へかけて掲げてをいた。余は讀者がそれを讀むの勞を惜まざらんことを切に希望する。煎じ詰むれば、他國が英國を模倣するに、形らは真似ることはできるが、國民性に根柢する氣風氣質は真似ることはできないといふことに歸するのである。

數年前のことである。時の英國外相オーステン・チャンパレン卿が伊多利のムツソリニー首相と海上で會見せられたことがあつた。會見後に新聞記者が外相の感想を尋ねたときに語られたのである。外相はムツソリニーの偉大なる人物を嘆賞し、その治績に對して最大の敬意を拂つた後に、語を續けて言はれた、「然し伊多利に於ける新組織を何人かが直ちに以て我が英國に移植せんとするやうなことがあつたならば、余は生命を賭して反對する」と外相は言はれたのである。所變はれば品變はる。英國流の政治組織が果して我が國に適するや否や、その返答は未來のみが知つてゐる。然しここまで来たのであるから吾人はもう少し徹底的に英國の事物、特にその表面に現はれざるものを研究しなくてはならない。

近時頗かに名聲を擧げた英國の婦人政治學者ヘドラム・モルレー女史は三、四年前に世に公にせられた名著「歐洲諸國の新民主主義的憲法」の中に於て次のやうに言つてゐる。

「英國に於ける實際の政治組織を他國に移植せんとする企圖は、よし失敗せざるまでも、貧弱なる成功に了はつてゐる。其の理由は一面には英國に於ける組織に關し眞實本當のことが解つてゐないからである。他の一面には全然事情の異つた國に於て英國流の政治組織が有効の働きをなすの不可能なることである。』

我が國では既に長い間意識的無意識的に英國流の政治組織に私淑し來つたのであるが、本當のことはまだまだなかなか解かつてゐないのである。名簿式に對する誤解の如き實は其の一例に過ぎない。尙ほ又假りにその總てが解つたとしても英國流の政治組織が我が國に適するや否やは未決の問題である此の點に就ては我が國の政黨政治家が白紙の状態に返へり眞に國家的見地に立ちて適當の判斷を下されんことを希望して已まないのである。

加藤——若槻内閣、それから田中内閣、それから濱口——若槻内閣、それから犬養内閣、此の間は政黨内閣制が樹立せられたやうな觀を呈したのであるが、それは我が國憲政發達上に於ける過程であるか。それともそれは一種の試験であつて、その試験に落第したのであるか。吾人の如き世捨人にはそれが後者であるやうにも見える。而かもそれは歴史眼の視るところと大差なからんか。果して然ら



ば更に一層努力して次の試験に合格することを心掛けねばならぬ。その努力は自力更生的の努力であらねばならぬ。特殊組織の主腦者をいびり出さんが爲めに、其の副主腦者を抜打ちにする、法規の上にて差支ないからとてそんなことをするのは、忙しいみち行く浮世人には悪いことは悪いが、それほど悪いこととは思はれないかも知れない。然し傳家の寶刀は容易に抜くべきものでない、それが抜けるからたとて人を傷づけてはならない。英國流の考へ方では最も憎むべき罪惡の一つである。選舉法第三百三十六條の但書の削除に對する反對、その反對には反對しなくてはならない。立憲政治とは到底兩立することのできない一種のロヂック、そのロヂックをどこまでも推詰めて行けば、不祥事件を合理化するやうなことに陥る、そんなロヂックは嚴に排斥しなくてはならない。此れ等は僅かに二、三の例に過ぎない。斯くの如きは實に自力更生的の努力の迫るべき途である。

若し夫れ英國流のものが政黨政治の理想であるならば、我が國には健全なる政黨政治とは到底兩立することのできない習慣がある。或は氣風といつた方がよいかも知れない。それは何んであるかといへば、親分乾兒の關係である。此の點は從來餘り世人の注意を惹かなかつたやうであるが、實は政黨政治の死活問題である。我が國に於ける親分子分の氣風が如何にして發生したか、どういふ風に發達したかといふことは歴史家の研究説明に委せる。浸潤のいたすところ、それが當然である。甚しきは親分乾分の關係なくしてどうして政治ができるかといはれるほどに意識されてゐる。此の頃も手

兵の無い齊藤首相といふやうなことが新聞に書いてあつた。それは首相に乾兒の無いことをいつたものである。それは親分乾分の關係なくしてどうして善い力強い政治ができるかといふ意味を寓したものである。又親分子分の關係なくしてどうして大きな政黨を纏めることができると訝かる人もあらん。そういふやうな考を懐く人達に對しては、余は明治十年の西南戰爭を回顧せられんことを懲憑する。まだ年若い人達には其の頃の歴史を緝かれんことを希望する、あの折りは親分乾兒の關係で固められた西郷軍と、全然親分乾兒の關係の無い徵兵制の官軍との戰爭であつて、徵兵制度制定後の最初の試みであつた。事前の不安を裏切つて結局官軍の勝となつたのである。軍事と政治との相違はあるが、よく此の教訓を玩味咀嚼すれば容易に解かる。親分乾兒の關係は實に代議政治に不必要であるのみならず、健全なる代議政治とは到底兩立することのできないものである。

英國の政治界には全然親分乾分の關係はない。政治組織上英國に學ぶところあらんと欲すれば、先づ以てこゝにいふ點に着眼しなくてはならない。昨年英國に於て協力内閣の成立に際して、マグトナルド首相に従がつて勞働黨を去つた下院議員は十數名あつたが、首相と彼れ等との間には親分乾分の關係に似たものは少しもないことは彼れ等の經歷が明かに示してゐる。我が國で政黨の頭株が何か口實を設けて黨籍を變更するときに、無意味にぞろぞろと其のあとについて行く乾兒連の風景に比べて各個の對照である。英國議會政治の信條は『同等者の統率』(Leadership of an equal)といふことである。

二十四歳のビット宰相は暫く例外とするも、ヂスレーリー、グラッドストーン等の大政治家が弱齡にして、早く既に統率の地位に就いたことは此の信條を説明するものである。我が國に於て老人連がいつまでも虐待され、若い者の方から見ればいつまでも跋扈してゐるのは、此の信條の缺如から來る現象である。英國人がよく言ふことに、獨逸人種は長上の權威に服することに氣乗りするが、同等者の統率に従ふことを餘り好まない。それ故に英國流の政治組織を獨逸に移植したからとて、それが旨く行くべき筈がないと、英國人はそういつてゐる。そういはれてゐる獨逸に於てさへも戦後は勿論戦前に於ても、政治家の間に我が國の政黨間に見るやうな親分乾兒の關係はない。ビスマルクにしても、此人なればよくビスマルクと太刀打ちができるといはれた中央黨の首領ウキンンドハルスト博士にしても我が國の政黨間に於けるが如き乾兒は持つてゐなかつたのである。我が國政黨間に於けるが如き親分乾兒の如き例を強ひて外國に索めたならば、或は米國に於ける政治界以外にあるかも知れない。誤解を豫防するが爲めに一言を附へる。親分の人物材幹に對する心服憧憬、意氣の相通、主義の共鳴によつて成立する人的關係。それを親分子分の關係と稱することの適不適は暫く措き、それは勿論排斥すべきものではない。ここでは主として節操を犠牲としても尙ほ盲從する親分乾兒の關係をいふのである。

英國に於て故ボーン・ロー氏は政界入り前には、グラスゴウ市の鋼鐵商であつた。又スタンレー・ポールドウキン氏は政界入り前には鐵道會社の重役であつた。此の二人の如きは實業家として既に或る程度に功成り名遂げて、中年になつてから實業界と絶縁して政界に入つたのである。同等者として政界に入り、同等者から人物材幹が認められ、同等者から推されて統率者となつたのである。彼等が實業家時代に蓄積せる富と政界入り後の立身との間には秋毫も關係はない。翻つて我が國に於ける狀況を観察するに。實業界と政界とに二股かけるといふやうな場合には往々言ふに忍びざる弊害を見るのであるが、それは暫く措き、相當の年輩の人が實業界に於て蓄積した巨萬の富を擁して政界入りをしたとする。此の人が政界に於て重きをなすには乾兒が必要である。そこで議員候補者の選挙費を負擔する。勿論選挙費の中には不正に使用せらるるものもあれば然らざるものもある。假りに不正の部分も省いても相當額の選挙費は要るのである。受け身の側では金持ちが政界入りをしたと聞けば、蟻の甘きにつぐが如く盛んに賣り込んで行く。又甚しきは既成品の買収といふやうなことも行はれる。斯くて親分乾兒の關係が成立して、政界の新參者が一躍して大立物となるのである。されば結果からいへば、飛入りの金持ち政治家は政界を腐敗せしめんが爲めに政界入りをしたといふ風にも解釋することができる。それもこれも英國流の代議政治とは兩立しない親分乾兒關係が必然的に齎らす歸趨である。

前に述べたことは、よくないことはよくないが未だ犯罪を構成するには至らない。然るに政界の領

袖とならんとする者、若しくは既に大立物となつて、その大立物たる地位を失はざらんとする者は、どうして乾兒の面倒を見てやらなければならぬ。其の人が巨萬の富を擁する實業界の出身者にあらざる限り、又は富豪の後援者を有せざる限りは、どうしても金の無理算段をしなくてはならない。そこから生れ出るのが世の指彈を受けるような行動であつて、其の極疑獄事件にまで發展し、世道人心に最大悪影響を興ふるのである。又領袖の爲すところ陳箠之に習ひ、政界の腐敗は滔々として底止するところを知らないものである。よく言はれることである、選挙に金が要ると云ふことが政界腐敗の根源であると。如何にもその通りではあるが、それは大體論であつて、金的の中の肯綮を少しはづれてゐるやうな感じがする。眞の禍根は政界に於ける親乾兒の關係である。此の點は從來幾分閑却せられてゐたかのやうな感じがする。此の關係がよし全く無くならないまでも、せめて何んとかして淨化せられざる限りは政界革正の前途に曙光を見ることは困難である。

遠方から眺むれば、如何にも健全に發達してゐるやうに見える英國の政黨政治。それに對してさへ尙は非難がある。觀察の公平なる點に於て國際的の定評ある故ブライヌ卿、卿は晩年の名著「近世民主主義」の第二巻第四五三頁に於て「政黨組織は有益でもあつたが又より多く有害であつた」と述べてをられる。それは一言以て之を覆へば、善き政治をする目的の爲めの手段に過ぎざる政黨がいつとはなしに目的そのものになり勝ちなるより起る弊害をいつたものである。我が國に於ては政黨政治の

試験時代にその弊害が早く既に極端に達したのである。萬一代議政治が我が國に適しないといふやうな事になつたならば、それは非常の混亂を豫想せしむるものである。今日は非常時である。その意識の中に此の點も含まれてゐるや否やは知らざれど、此の點から見ても我が國は今や安危の岐路に立つてゐるのである。政界革正といふことが出来るとしても、それは非常な難事業である。政黨界先覺者の自願自戒的努力、自力更生的努力、實踐躬行的努力に待つにあらざれば到底できないことである。吾人は先覺者が一大決心を以て此の難事に當られんことを希望して已まないものである。同時に人格材能兼備の人物、その政界進出を阻止する名簿式を絶対に排斥せなければならぬのである。(昭和七年十月二十八日書き終はる。)

## 追ひ書き

病既に膏肓に入れる投票買収の弊害、どんなことをしたとしてもこれを一朝一夕にして矯正するといふことは無理である。これはどうしても持久戦の覺悟を以て、各方面から包圍攻撃的に是正を圖らなければならぬ。元來買収問題は此の稿の目的の外にあるものなれど、今や筆を擱かんとするに際し、不圖思ひついたことを附録的に書き添へる。

英國に於ても以前は買収が盛んに行はれたのであるが、近頃は地盤の保育といふことは別とし、買

收は殆んど全く無くなつたのである。どうしてそういふことになつたか、種々調査詳議してみた結果として、それは結局嚴罰主義の勵行といふことであるやうに思はれる。此の場合嚴罰主義とは我が選舉法の第百三十六條の但書削除と同一精神のものである。

### 昭和三年頃であつた。英國に「賄賂及秘密口錢防止聯盟」

Bribery and Secrets Commissions Prevention League

といふものがあることを知つた。勿論投票買収の防止も亦此の聯盟の重なる目的である。その趣向は、例へば動物虐待廢止會といふものがある。馬子が馬を虐待するのを見て、外の人が小言を言へば馬子は何んだ餘計なことをいふなといふて反抗する。然し虐待廢止會員の徽章をつけた人が小言を言へば多少の効果がある。同様に賄賂防止會員が買収を見つけ次第にその非なるを説得する、聽かざれば其の筋へ告知する、それが會員の義務であるから、される方も納得する、する方もし易い。先づそんな趣向である。此の聯盟の本部は倫敦のバツキング・ハム・ゲート街二十二番地にある。此の聯盟の書記長と數回書面の往復をして、種々調査上の便宜を得た。又同じやうな目的の會は獨逸、米國其の他の國にもあることを知つた。然し何れの國に於ても極めて微々たるものであつて一向に振はないのである。そうしてそれが投票買収防止の上にたいした効果があつたとは思はれない。そこで思ひついたのである。外國では旨くゆかないでも、我が國に於て既成團體中の中央教化團體とか、在郷軍人會とかいふやうな大きな組織をして、それ等の團體設立の目的精神と合致する買収防止のことは行はしめてはどうであらうかと思つたのであるが、これはまだ未熟の考である。

選舉すべき意思の無い、又そんな事を考へても見ないで、誰を選舉すべきかも知らない無能力者を無理に狩り出し、他人の意思で強いて何人かに投票せしむるといふことは如何に考へても不合理である。強制投票といふが如きは以ての外のことである。浮動的選舉人の範圍を成るべく縮小することとは買収を少くする所以である。此の主意により選舉人名簿の調製に、恰も米國に於けるが如く、申告主義を採用するも一策ならんかと思つた。然し申告主義に就ては利害の錯雜せるものがあるが故に、これに對する余の確定意見は之を他日に譲る。

濱口内閣の衆議院議員選舉修正審議會、その委員となることを余に求められた。又それに加はるやうにと、二、三意外の知友からも切なる勸誘に接したが、余は固辭した。それは熟慮の結果、固辭する方が名簿式絶對排斥の持論に忠實なる所以であると考へたからであつた。審議會の議が丁度終つた頃であつた。余は内相官邸に選舉關係の内務省内の諸氏の參集を請ひ、その席上に於て、比例代表を除外した、選舉法中の改正に就て、余の意見を述べた。そのあとで出來た選舉法改正案中、補缺選舉に關する限りは大體に於て余の意見と一致してゐる。

我が國に於ても最初は投票は記名であつた。無記名となつたのは大選舉區時代以後のことである。

英國でも秘密投票となつたのは千八百七十二年以降である。歐洲大陸の小國の中には、投票は秘密たるべしと云ふことが、憲法の中に書いてあるところもある。されば秘密投票は廣く認められた原則である。我が國に於て町村別開票に就ては種々の議論があるやうであるが、此の場合秘密投票の原則に照らして廢止せらるべきものである。

議員の定数は現在の四六六が頃合ひであると思ふ。果して然らば、二、三人、又二、三人といふ風知らぬまにじりじり増加して行くことに對して大いに警戒しなくてはならない。英國に於ても現在の六一五は多すぎる、極端の論者は一二〇くらゐに減らすがよいと言つてゐる。然し増す方はし易いが、一旦増したものを減らすことは六づかしい。元來定員数は人口若干に付議員一人といふ目安によつて定められたものである。人口が殖たらば目安を變へればよいのであるが、人口若干人といふ目安の方を變へずして定員数を増さなくてはならないやうに思ふのが、普通人間心理の通り易い途である。瑞典に於ては全國人口の二百三十分の一に付議員一人といふことになつてゐる。従つて定員は不變の二百三十人である。米國下院の議員数は人口の増加に伴ひ、國勢調査のある毎に増してゐる。現在の四三五は千九百十年の國勢調査後に定められたものである。多分此の邊が頃合ひであると觀察せられた結果であるかと思はれる。千九百二十年の國勢調査後には定員の増加は無かつた。それ故に一昨年の國勢調査の結果による増員がありや否やといふことは、人知れず、余の興味を唆つてゐるのである。

「選挙法に就ても、いつも外國人の精粗ばかり嘗めてゐるのは能ではない。我が國でも新機軸を出したいといふのが余の念願である。此の心理からして余は近頃喧しい選挙公營には賛成したのである。然し此の稿起草中にはその利害を考究する餘裕がなかつた。主査委員たることを辭したのも此の稿記述の餘裕を得んが爲めであつたのである。」

「最近獨逸に於ては選挙民の餘りに泡沫的感情に支配され易きに惱み。選挙年齢を現在の二十歳から二十五歳に高めんとする説が起つてゐる。佛國の二十四歳説と相ひ駢んで、歐洲大陸に於ける一方面的傾向を示すものである。歸つて我が國の場合を考ふるに、我が國の年齢低下論の中には、濁水に清水を混入して、汚濁を少くするといふやうな氣味もあるかと思はれる。買収征伐は鹿を逐ふものである鹿を逐ふ獵師山を見ずといふやうなことがあつてはならない。二十五歳から二十歳までの清淨無疵の青年を選挙界へ遂込むことは、選挙革正に多少の効果があらう。然し青年の側から觀れば、さういふ濁流の中へ逐ひ込まれるのは迷惑なことである。此の邊は邦家永遠の利害休戚を念頭に置く經世家の大いに思ひを致すべきところである。選挙年齢低下の先決問題は選挙界の淨化であらねばならぬ。凡て事物には順序がある。此の順序を無視するのが、鹿を逐ふ獵師の通弊である。選挙公營論に對して余が未だ最後の判断を下だし得ざるものは類似の掛念があるからである。(昭和七年十月三十一日追